

## 第十二章 排水機の運転調整



## 第十二章 排水機の運転調整

### 第一節 排水機の運転調整の意義

現在の河川の整備水準を上回る洪水に見舞われ、河川から水があふれる（越水）及び決壊（破堤）などの恐れがあるときは、外水氾濫による甚大な浸水被害を回避するため、河川に強制排水するために設置された排水機の運転を一時的に調整する必要がある。統一的な排水調整を図る必要がある河川については排水機の運転調整を円滑に実施するための要綱等が定められている。

### 第二節 各河川における排水機の運転調整に係る要綱等

#### 1 庄内川排水ポンプ場運転調整要綱

（目的）

第1条 一級河川庄内川及び矢田川(以下「庄内川」という)において、沿川地域の雨水など内水排除のために設置された排水ポンプ場の運転調整は、庄内川が整備水準を上回る洪水に見舞われた時、庄内川の流量負荷を軽減し越水又は破堤などによる外水氾濫の危険度を小さくすることで甚大な被害の発生を回避し、人的被害の防止と財産及び経済的被害を軽減することを目的として実施するものである。

（本要綱の対象期間）

第2条 本要綱の対象期間は、枇杷島橋または、その下流の河川改修が進捗するまでの期間とする。上記事業完了以降は別に定める。

（運転調整の通知及び発令）

第3条 運転調整は、排水ポンプ場の管理者がポンプ操作の一環として実施する。

河川管理者は、河川水位情報などについて関係機関に通知するものとする。

2 庄内川からの越水及び破堤が生じた場合の運転調整は河川管理者が発令する。

（運転調整対象ポンプ場）

第4条 運転調整を行うポンプ場は、原則として庄内川の中下流部(河口～東谷橋)及び矢田川の直轄管理区間へ雨水排水を行うすべてのポンプ場とし、各ポンプ場とも全施設を運転調整の対象とする。対象ポンプ場は、別紙のとおりである。

（準備水位の事前連絡）

第5条 ポンプ場運転調整に必要な準備を行うため、準備水位を設ける。

準備水位は、枇杷島水位観測所の出動水位・T.P. 6.40mとする。

準備水位に到達し更に水位上昇が予想される時、河川管理者は河川水位情報などについて、関係機関に連絡するものとする。

（基準地点及び水位観測所）

第6条 運転調整を行う基準地点は枇杷島橋水位観測所(14.4kp)とする。

（基準水位）

第7条 運転調整は庄内川において水位がHWLを越える恐れがある時または枇杷島橋地点において越水又は破堤の恐れがある時(河川管理施設等構造令での最低基準の余裕高を確保した水位を上回る時)に行うものとし、基準水位は、枇杷島橋水位観測所にてT.P. 8.00mとする。

（基準水位の通知及び運転調整の発令）

第8条 基準水位に到達した時、河川管理者から排水ポンプ場の管理者に、排水ポンプ運転調整の基準水位に達した旨を通知するものとする。

2 庄内川からの越水又は破堤が発生した時、河川管理者は越水又は破堤した地点から上流の排水調整対象ポンプ場の運転を調整する旨、発令するものとする。

(運転調整の解除の通知及び発令)

第9条 第8条第1項の運転調整は、基準地点の水位が基準水位を下回った時、河川管理者から排水ポンプ管理者に排水ポンプの運転調整の解除、もしくは庄内川の水位情報について通知するものとする。

2 第8条第2項の運転調整は、越水又は破堤した地先の応急復旧が完了した時、もしくは庄内川の水位が低下し排水ポンプの運転による水が破堤箇所などからの浸水の恐れがなくなった時は、河川管理者から排水ポンプ場の管理者に排水ポンプの運転の可能性について発令するものとする。

(新川の排水調整時の運転調整)

第10条 一級河川新川上流域もしくは新川下流域において排水調整を行っている時、且つ、庄内川の洪水が新川洗堰を越流する時には、河川管理者からの通知により、新川洗堰から上流の庄内川運転調整対象の排水ポンプ場は、運転調整を行うものとする。

(操作管理規定への規定及び経過措置)

第11条 この要綱は、庄内川に排水することを目的として設置する排水ポンプ場に定められる操作管理規定に規定するものとする。但し、操作管理規定に定めるまでの間の操作にも適用するものとする。

(雑則)

第12条 情報連絡体制は別紙のとおりとするほか、操作に関する記録などは関係機関で更に調整し定めるものとする。

2 本要綱の見直しは、各関係機関で変更の必要が生じた場合に協議の上、行うことができる。

(附則)

第13条 本要綱は平成13年6月1日から施行する。

平成14年6月1日、第6条改定。

平成17年6月1日、第2条、第6条、第7条、第12条改定。

平成26年6月1日、第2条、第6条、第7条改定。

令和5年6月1日、第4条にかかる運転調整対象ポンプ場の追加

#### 庄内川中下流部及び矢田川での運転調整対象排水ポンプ場

番号	排水ポンプ場名	管理者	排水先河川名・位置 (管理者)	流域・流域変更の別	ポンプ容量 m3/s	備考
1	宝神	名古屋市	庄内川 左岸 0.4Km (国)	荒子川から流域変更	49.67	基準地点における運転調整の対象外
2	当知	名古屋市	庄内川 左岸 3.3Km (国)	荒子川から流域変更	12.73	基準地点における運転調整の対象外
3	打出	名古屋市	庄内川 左岸 6.3Km (国)	荒子川から流域変更	66.17	検討中
4	岩塚	名古屋市	庄内川 左岸 9.2Km (国)	荒子川・中川運河から流域変更	22.33	検討中
5	中村	名古屋市	庄内川 左岸 11.6Km (国)	荒子川・中川運河から流域変更	37.67	検討中
6	城北	名古屋市	庄内川 左岸 15.4Km (国)	堀川・荒子川・中川運河から変更	20.00	
7	落合	名古屋市	庄内川 右岸 19.5Km (国)	新川から流域変更	17.00	
8	守山	名古屋市	庄内川 左岸 21.3Km (国)	庄内川流域	15.00	
9	川北	名古屋市	庄内川 左岸 24.7Km (国)	庄内川流域	19.67	
10	勝西	春日井市	八田川 左岸 0.4Km (国)	庄内川流域	2.42	
11	地藏川	愛知県	八田川 左岸 0.8km (県)	庄内川流域	25.00	
12	南部	春日井市	庄内川 右岸 24.1Km (国)	庄内川流域	26.20	
13	南部暫定	春日井市	庄内川 右岸 26.6Km (国)	庄内川流域	2.80	
14	熊野桜佐	春日井市	内津川 左岸 0.2km (県)	庄内川流域	12.41	
15	大留	春日井市	内津川放水路左岸0.1Km (県)	庄内川流域	5.00	
16	福德	名古屋市	矢田川 左岸 0.4Km (国)	堀川から流域変更	25.00	

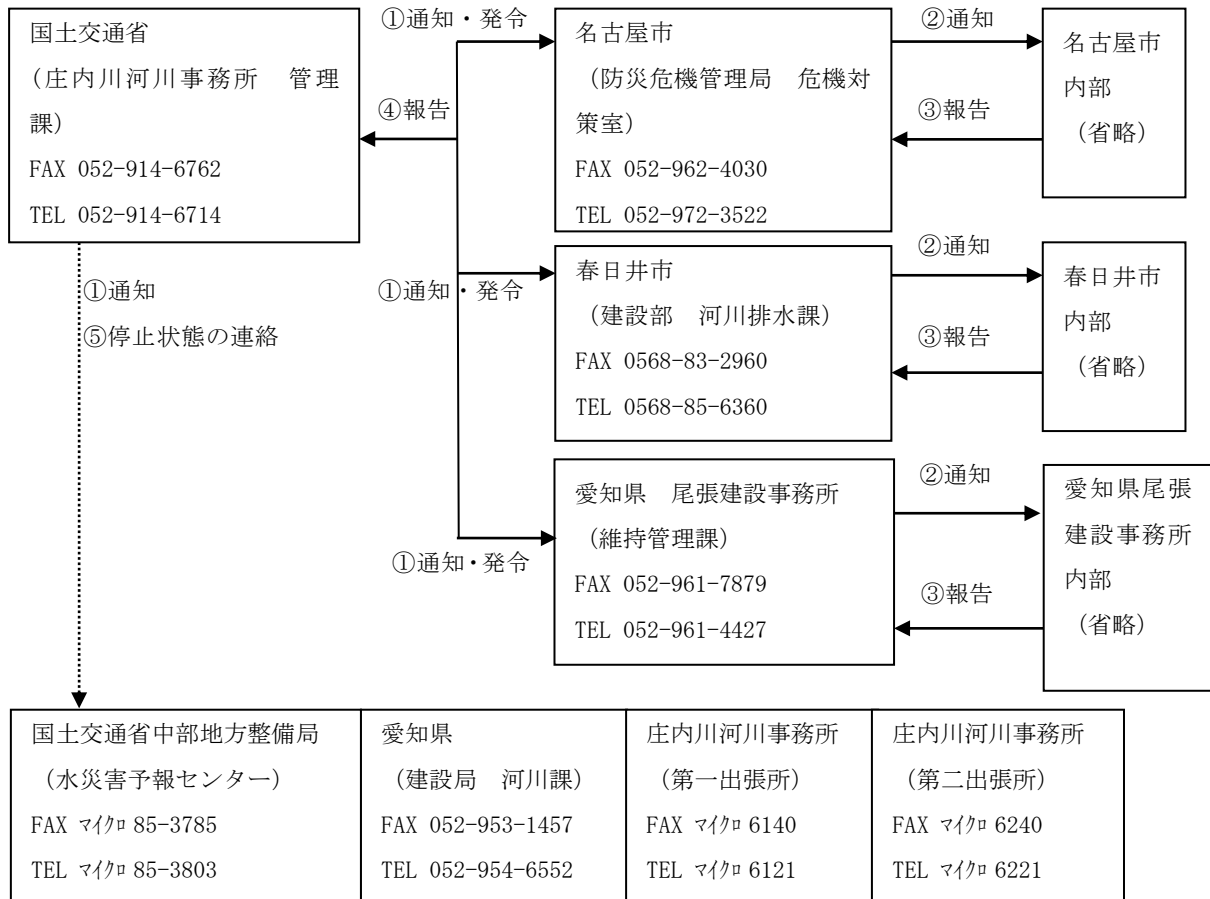
17	三階橋	名古屋市	矢田川 左岸	4.0Km (国)	堀川から流域変更	40.00	
18	守西	名古屋市	矢田川 右岸	3.9Km (国)	庄内川流域	34.35	
19	宮前	名古屋市	矢田川 左岸	7.1Km (県)	堀川から流域変更	28.33	

＜庄内川排水ポンプ場運転調整連絡系統図＞

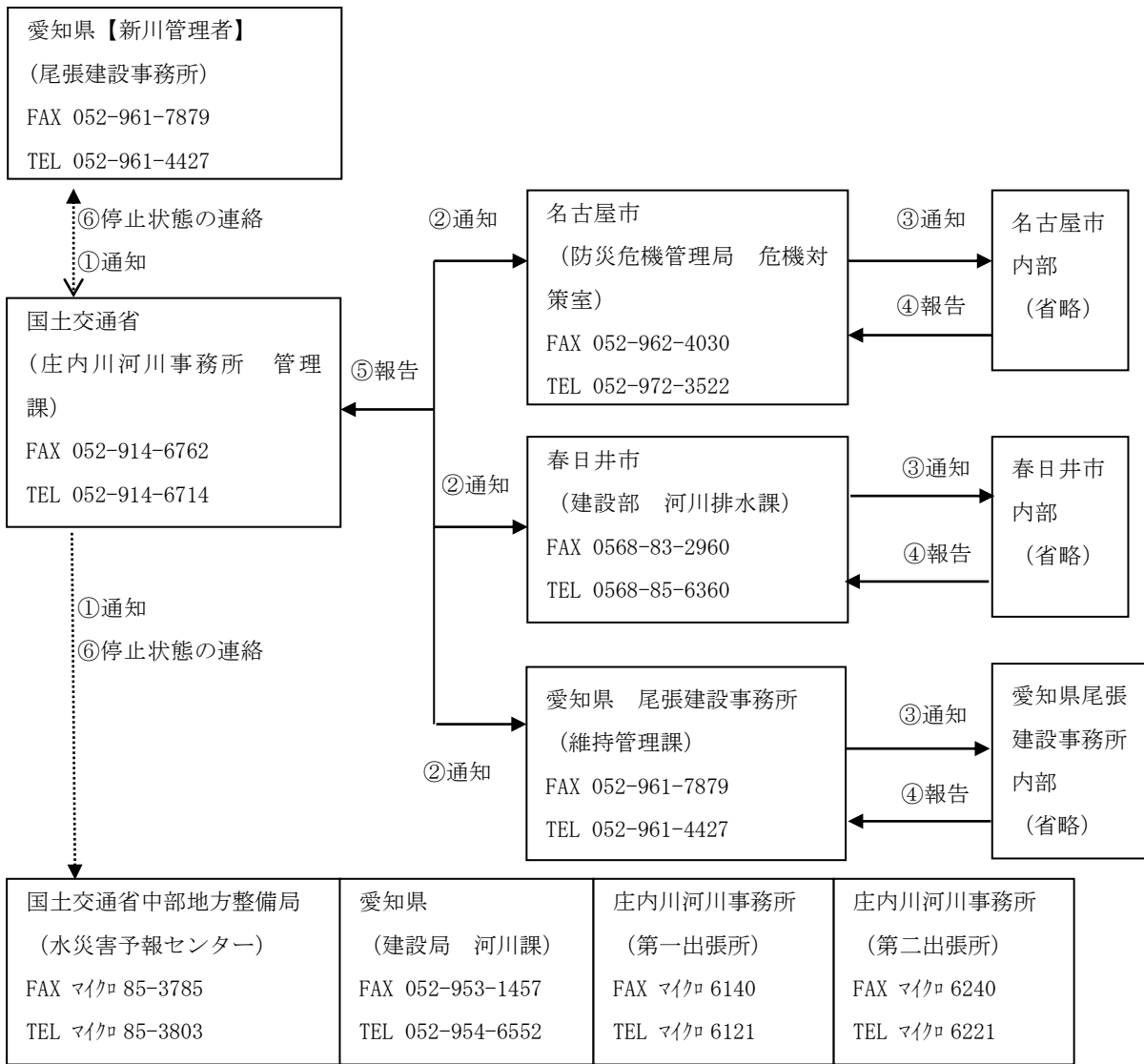
(準備水位の通知) : 枇杷島水位 (T.P. 6.40m)

(基準水位の通知) : 枇杷島橋水位 (T.P. 8.00m)

(その他超過洪水による発令) : 庄内川堤防越水・破堤



(新川が排水調整時、かつ、庄内川の洪水が新川洗堰を越流する時の通知)



## 2 新川流域排水調整要綱

### (1) 新川流域排水調整要綱

(排水調整の目的)

第一条 一級河川庄内川水系新川流域において、流域の排水のために設置された排水機の排水調整は、現在の河川の整備水準を上回る洪水（高潮を含む）に見舞われ、河川からの越水及び破堤などによる氾濫のおそれがあるとき、外水氾濫による沿川の甚大な浸水被害の発生を回避し、人的被害の防止並びに財産及び経済的被害を軽減することを目的として実施するものである。

(用語の定義)

第二条 この要綱で用いる用語は、以下のように定義する。

- 一 排水機 流域内の降雨に対し一定の計画規模内で浸水被害の解消を目的に設置された排水機をいう。排水機には、河川管理者が管理する河川排水機及び河川管理者以外の者が管理する内水排水機とが存する。
- 二 排水調整 現在の河川の整備水準を上回る洪水時に排水機の運転を調整し、河川への排水を停止することをいう。
- 三 河川の整備水準 河川からの越水又は破堤などすることなく安全に洪水を流下させる河川の疎通能力をいう。
- 四 外水氾濫 河川からの越水又は破堤などにより、河川を流下する洪水が沿川の流域に流出して浸水することをいう。
- 五 排水調整対象流域 基準地点の水位に対応して排水調整を実施すべき流域をいい、単独あるいは複数の単位流域から構成される。
- 六 単位流域 排水調整を実施するにあたっての最小の流域区分として、基準地点に対応して分割した流域をいう。
- 七 基準地点 排水調整を判断する河川水位を観測する水位観測所をいう。
- 八 準備水位 基準地点の河川水位が当該の水位に到達した場合に、排水調整に必要な措置を迅速に実施できるように準備を開始する水位をいう。
- 九 停止水位 基準地点の河川水位が当該の水位に到達した場合に、排水調整を行う水位をいう。
- 十 再開水位 排水調整を行ったのち、基準地点の河川水位が当該の水位を下回った場合に、排水調整を解除し、排水機の排水を再開する水位をいう。

(排水調整の法的根拠並びに通知及び発令を行う者)

第三条 排水調整は、河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第一条及び第二条の規定に基づく河川管理及び排水機の管理者が排水機の操作の一環として実施する。ただし、河川管理者においても河川水位情報に関することについて関係機関に通知するものとする。また、準用河川及び普通河川においては、法定管理者がこの要綱に基づく措置又は通知をするものとする。

2 河川からの越水及び破堤が生じた場合の排水調整は河川管理者が発令する。ただし、準用河川及び普通河川においては、法定管理者がこの要綱に基づいて発令する。

(対象流域)

第四条 この要綱に基づき、排水調整を行う流域は、一級河川庄内川水系新川及び五条川流域とする。

(単位流域と対象排水機)

第五条 単位流域は以下の三区域とする。別図第一に三区域の分割を、別表第一に各単位流域に属する市町村を示す。

- 一 新川下流域 五条川合流点より下流の新川が直接排水を担う流域
- 二 新川上流域 五条川合流点より上流の新川が排水を担う流域
- 三 五条川流域 五条川が排水を担う流域

2 単位流域内の排水調整を行う排水機は、当該区域内の一級河川、準用河川及び普通河川に排水を行う排水機とする。ただし、準用河川及び普通河川においては、法定管理者が、この要綱に基づく措置を講ずるものとする。各単位流域の対象排水機を別表第二に示す。

(基準地点と排水調整対象流域)

第六条 排水調整の基準となる基準地点は、別表第三の水位観測所とする。

2 各基準地点に対応する排水調整対象流域は別表第四の単位流域とする。

(排水調整の事前通知等)

第七条 基準地点の水位が別表第五に示す準備水位に到達したとき、河川管理者から第五条第二項に定めた排水調整対象流域の排水機の管理者に河川の水位情報を通知するものとする。

2 前項に定める準備水位を下回ったときについては、前項に定める排水機の管理者に河川の水位情報を通知するものとする。

(排水調整の通知及び発令)

第八条 基準地点の水位が別表第五に示す停止水位に到達したとき、河川管理者から第五条第二項に定めた排水調整対象流域の排水機の管理者に河川の水位情報を通知するものとする。

2 新川及び五条川において、停止水位以下の場合で河川からの越水又は破堤が発生したとき、河川管理者は越水又は破堤した地点から基本として上流の排水機を停止すべき旨を発令するものとする。また、準用河川及び普通河川においては、法定管理者がこの要綱に基づき発令するものとする。

(排水調整の解除の通知及び解除の発令)

第九条 第八条第一項の排水調整は、単位流域毎に別表第四に定める基準地点の水位が別表第五に示す再開水位を下回ったとき、河川管理者から当該の単位流域の排水機の管理者に河川水位情報を通知するものとする。ただし、越水または破堤が生じた場合は、次項の定めによるものとする。

2 第八条第二項の排水調整の解除は、越水又は破堤した箇所の応急復旧が完了したとき、若しくは河川の水位が低下し排水機の運転による破堤箇所などからの浸水のおそれなくなつたときに、河川管理者から排水機の管理者に発令するものとする。また、準用河川及び普通河川においては、法定管理者がこの要綱に基づき発令するものとする。



(通知及び発令の内容)

第十条 排水機の排水調整の発令等の内容は、別表第六のとおりとする。

(通知及び発令の伝達先)

第十一条 河川管理者は、前条の発令等を関係機関に伝達する。

2 前項の伝達先機関及び伝達方法は、別途設置する新川流域排水調整連絡協議会において定めるものとする。

(排水機管理者への伝達及び報告)

第十二条 前条の伝達を受けた機関は、排水機の管理者に伝達し周知する。

2 前項の伝達を受けた排水機の管理者は、排水調整を実施し、その内容を、伝達した機関に速やかに報告する。

3 前項の報告を受けた機関は、排水調整の実施内容を別表第六に定める様式により河川管理者に速やかに報告する。

(他の河川の排水調整)

第十三条 一級河川庄内川の洪水が新川洗堰を越流し、一級河川新川上流域もしくは新川下流域において排水調整を行っているとき、新川洗堰から上流の庄内川運転調整対象の排水機は排水調整を行うものとする。

(操作規則)

第十四条 第十五条の規定に基づき、各排水機管理者は、運転調整の内容を明記した操作規則を制定後、河川法第二十六条第一項の許可を受けるものとする。

(経過措置)

第十五条 この要綱は、新川流域に排水することを目的として設置する排水機に定められる操作規則に規定するものとする。ただし、既設の排水機にあっては、操作規則に定めるまでの間の操作にも適用するものとする。

(雑則)

第十六条 この要綱に定めるもののほか、排水機の排水調整に必要な事項は新川流域水害対策協議会において定めるものとする。

2 この要綱に定める内容に疑義が生じた場合、または河川改修の進捗、気象状況及び排水調整の実態等の変化によりこの要綱を変更する必要がある場合には、新川流域水害対策協議会に諮り適宜変更するものとする。

附 則

この要綱は、平成13年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年5月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 5 月 12 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 5 月 13 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 5 月 31 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 5 月 16 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 5 月 28 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 元年 5 月 27 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 3 月 6 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 5 月 27 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 6 月 7 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 7 月 7 日から施行する。

(別表第一：第五条第一項関係) 各単位流域の市町

分割区域	新川下流域	新川上流域	五条川流域
名古屋市	○	○	
一宮市			○
春日井市		○	
犬山市		○	○
江南市			○
小牧市		○	○
稲沢市			○
岩倉市			○
清須市		○	○
北名古屋市		○	○
あま市	○		○
豊山町		○	
大口町		○	○
扶桑町		○	○
大治町	○		

(別表第二：第五条第二項関係) 各単位流域の排水機一覧

区分	NO.	排水機場名	管理者	位置			集水面積 (km <sup>2</sup> )	現況排水量		備考				
				距離標	左岸	右岸		排水量 (m <sup>3</sup> /s)	比流量 (m <sup>3</sup> /s/km <sup>2</sup> )					
新川下流	新川	1	藤前	名古屋市：(上下水道局)	0k100		○	1.08	14.95	13.84				
		2	藤高その1	藤高土地改良区	0k900		○	1.32	1.38	1.05				
		3	七島	藤高土地改良区	1k900		○	0.31	0.83	2.68				
		4	福田	名古屋市：(上下水道局)	3k120		○	2.54	20.75	8.17				
		5	助光	名古屋市：(上下水道局)	5k500	○		1.63	18.33	11.25				
		6	雷田	名古屋市：(上下水道局)	6k560		○	2.96	20.25	6.84				
		7	伏屋	名古屋市：(上下水道局)	6k880	○		1.25	11.38	9.10				
		8	万場川東	名古屋市：(緑政土木局)	8k150	○		0.40	4.32	10.80				
		9	万場	名古屋市：(緑政土木局)	8k300		○	0.71	5.40	7.61				
		10	砂子第一	大治町	8k951	○		0.47	1.50	3.19				
		11	三本木	大治町	9k673		○	1.51	3.00	1.99				
		12	八ツ屋第一	大治町	9k994	○		0.28	1.10	3.93				
		13	八ツ屋第二	大治町	10k821	○		0.05	0.21	4.20				
		14	菅津	あま市	11k470		○	1.58	1.60	1.01				
合計							16.09	105.00	6.53					
新川上流	新川	15	下河原ポンプ場	清須市	12k740		○	0.12	0.14	1.17				
		16	土器野ポンプ場	清須市	13k600		○	0.32	5.13	16.03				
		17	ニツ秋ポンプ場	清須市	13k750		○	1.02	5.68	7.35				
		18	芳野ポンプ場(旧)	清須市	13k770		○	ニツ秋の一部	1.20	7.35	*17,18,21を一体として比流量を算出			
		19	芳野ポンプ場(新)	清須市	13k891		○	0.63	6.22	9.90				
		20	豊田川ポンプ場	清須市	14k000		○	1.67	12.58	7.53				
		21	芳野樋門ポンプ場	清須市	14k308	○		ニツ秋の一部	0.60	7.35				
		22	助七ポンプ場	清須市	14k662		○	2.08	6.40	3.07				
		23	小嶋塚ポンプ場	清須市	14k800	○		2.02	14.40	7.72	23,24を一体として比流量を算出			
		24	井天ポンプ場	清須市	14k940	○		小嶋塚の一部	1.20	7.72				
		25	水場川	河川施設(尾張建設)	16k000		○	11.32	4.00	3.53				
		26	中田井	名古屋市：(上下水道局)	16k250	○		1.81	15.60	8.62	R3.4.1時点			
		27	第二平田	名古屋市：(緑政土木局)	16k420		○	0.47	1.00	2.13				
		28	平田処理場	名古屋市：(上下水道局)	16k830		○	2.23	19.67	8.82				
		29	第一平田	名古屋市：(緑政土木局)	17k350		○	0.18	1.00	5.56				
		30	竜車川	北名古屋市	17k900		○	0.90	7.50	8.33				
		31	鶴田川	河川施設(尾張建設)	18k000		○	7.10	25.00	3.52				
		32	鶴田川	北名古屋市	18k000		○	0.32	2.17	6.78				
		33	上小田井	名古屋市：(緑政土木局)	18k650	○		3.68	20.97	5.70				
		34	久地野ポンプ場	北名古屋市	19k517		○	0.40	7.42	18.55				
		35	久地野	北名古屋市	19k700		○	1.49	0.68	0.46				
		36	喜徳治	名古屋市：(上下水道局)	20k750		○	2.64	19.67	7.45				
		小計							40.40	214.23	5.30			
		合瀬川	合瀬川	37	高田寺	北名古屋市	0k600		○	0.68	0.84	1.24		
				38	中江川	河川施設(尾張建設)	1k180		○	6.35	25.00	3.94		
				39	自才ポンプ場	小牧市	8k370	○		0.39	1.25	3.20		
				小計							7.42	27.09	3.65	
				40	大輪	小牧市	0k040		○	0.05	0.95	18.27		
		原川	原川	41	向町	小牧市	0k420	○		0.04	0.63	15.75	R1.6.28完了 R1.7.1使用開始	
				小計							0.09	1.58	17.17	
		大山川	大山川	42	久田良木川	準用河川施設(豊山町)	0k750	○		4.80	9.90	2.06	R8 23,00m <sup>3</sup> /s	
				小計							4.80	9.90	2.06	
		合計							52.71	252.80	4.80			
		五条川	五条川	43	中菅津	あま市	0k450		○	0.53	0.50	0.94		
				44	堀江ポンプ場	清須市	0k740		○	0.89	5.75	6.46		
				45	上菅津	あま市	0k850		○	0.79	0.33	0.42		
46	滝村			あま市	2k000		○	0.31	4.00	12.90				
47	西清洲ポンプ場			清須市	3k400		○	0.10	0.42	4.20				
48	古城ポンプ場			清須市	3k800		○	0.08	1.50	18.75				
49	春日			清須市	4k962		○	1.68	2.53	1.51				
50	春日第二			清須市	6k307		○	0.60	1.17	1.95				
51	下津			稲沢市	7k540		○	4.75	7.64	1.61				
52	五日市場			一宮市	8k900		○	2.97	6.00	2.02				
53	伝法寺			一宮市	9k600		○	0.03	0.70	25.74				
54	鍛冶ヶ一色調整池			北名古屋市	10k083	○		0.51	0.56	1.10				
55	北島			岩倉市	10k200		○	0.14	2.80	19.44				
56	野寺			岩倉市	10k300		○	0.21	3.00	14.42				
57	川井			岩倉市	10k500		○	0.56	0.75	1.33				
58	大山寺			岩倉市	12k080		○	0.16	1.75	10.87				
59	曾野			岩倉市	13k700		○	0.13	0.50	3.76				
小計							14.45	39.90	2.76					
巾下川	巾下川			60	藤島	小牧市	0k040		○	0.58	3.00	5.17		
				61	小木	小牧市	0k500		○	4.51	3.30	0.73		
				62	大市場	岩倉市	6k600		○	0.32	4.60	14.38		
小計							5.41	10.90	2.01					
矢戸川	矢戸川			63	東町	岩倉市	1k000		○	0.32	0.50	1.56		
				小計							0.32	0.50	1.56	
青木川	青木川			64	小山	一宮市	5k880		○	0.04	0.13	3.56		
				65	下浅野	一宮市	普通河川0k486		○	0.68	0.70	1.03	新設若井筋	
小計							0.72	0.83	1.16					
縁栗川	縁栗川			66	猿海道	一宮市	1k000		○	0.40	0.25	0.63		
				67	猿海道第二	一宮市	1k075		○	0.15	0.50	3.33		
				68	あずら	一宮市	1k350	○		0.07	0.40	5.71		
				69	猿海道第三	一宮市	1k393		○	0.04	0.31	7.75		
小計							0.66	1.46	2.21					
合計							21.48	53.583	2.49					
総合計							90.28	411.38	4.56					

(別表第三：第六条第一項、第九条第一項関係) 基準地点

単位流域	新川下流域	新川上流域	五条川流域
基準点	下之一色水位観測所	水場川外水位観測所	春日水位観測所
位置	新川 3k/240 左岸	新川 16k/000 右岸	五条川 6k/650 左岸
設置場所	名古屋市中川区下之一色町三角	清須市阿原	清須市春日振形 127-1
管理者	愛知県尾張建設事務所	愛知県尾張建設事務所	愛知県尾張建設事務所

(別表第四：第六条第二項関係) 基準地点と排水調整対象流域

		基準地点		
		下之一色	水場川外水位	春日
排水調整 対象流域	新川下流域	●	—	—
	新川上流域	●	●	—
	五条川流域	●	—	●

(別表第五：第五条第二項、第七条、第八条第一項、第九条第一項関係) 各基準地点の基準水位

単位流域	新川下流域	新川上流域	五条川流域
基準地点	下之一色	水場川外水位	春日
準備水位	TP2.20m	TP3.90m	TP4.60m
停止水位	TP3.00m	TP5.20m	TP5.55m
再開水位	TP2.80m	TP5.00m	TP5.35m

(別表第六：第七条、第八条、第九条、第十条、第十二条関係) 伝達様式一覧

伝達内容	条 項	基準地点			排水調整報告
		下之一色	水場川外水位	春日	
準備	第七条	第一項	様式 1 - 1	様式 1 - 2	様式 1 - 3
		第二項	様式 1 - 4		
停止	第八条	第一項	様式 2 - 1	様式 2 - 2	様式 2 - 3
		第二項	様式 2 - 4		
					様式 4

伝達内容	条 項	基準地点			排水調整報告
		下之一色	下之一色	下之一色	
解除	第九条	第一項	様式 3 - 1	様式 3 - 2	様式 3 - 3
		第二項	様式 3 - 4		
					様式 4

受報時間	受報者
月 日時 分	

別紙 様式 1 - 1

緊急連絡第\_\_\_\_号

令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日  
\_\_\_\_時\_\_\_\_分 発表

関係機関殿

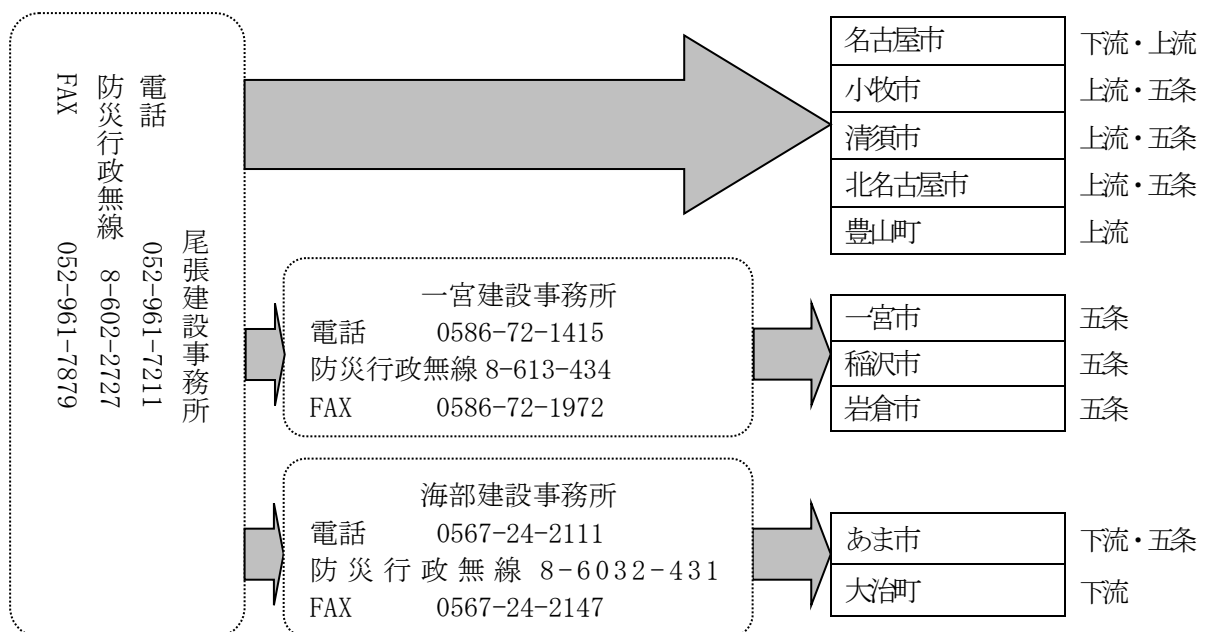
河川管理者  
愛知県知事 大村秀章

新川流域の排水調整(停止)準備水位の通知

- 1 新川下流域排水調整基準点・下之一色水位観測所の水位が
- 2 令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日\_\_\_\_時\_\_\_\_分に
- 3 排水停止準備水位 T. P. 2. 20m に達しました。
- 4 排水調整(停止)準備対象流域は、全域(新川下流域、新川上流域、五条川流域)です。

連絡先 尾張建設事務所  
電話 052-961-7211  
防災行政無線 8-602-2727  
ファックス 052-961-7879

- 注1 新川流域排水調整要綱に基づく水位情報通知です。  
2 このファックスを受報した者は直ちに上欄の受報時間等を記載してください。  
3 次の機関は発報確認をしてください。



受報時間	受報者
月 日 時 分	

別紙 様式1-2

緊急連絡第\_\_\_\_号

令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日  
\_\_\_\_時\_\_\_\_分 発表

関係機関殿

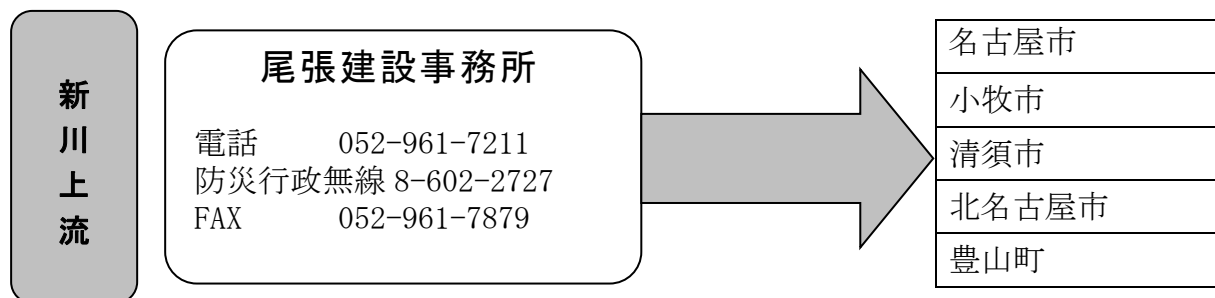
河川管理者  
愛知県知事 大村秀章

新川流域の排水調整(停止)準備水位の通知

- 1 新川上流域排水調整基準点・水場川(外水位)水位観測所の水位が
- 2 令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日\_\_\_\_時\_\_\_\_分に
- 3 排水停止準備水位T.P. 3.90mに達しました。
- 4 排水調整(停止)準備対象流域は、新川上流域です。

連絡先 尾張建設事務所  
電話 052-961-7211  
防災行政無線 8-602-2727  
ファックス 052-961-7879

- 注1 新川流域排水調整要綱に基づく水位情報通知です。  
2 このファックスを受報した者は直ちに上欄の受報時間等を記載してください。  
3 次の機関は発報確認をしてください。



受報時間	受報者
月 日 時 分	

別紙 様式 1 - 3

緊急連絡第 \_\_\_\_ 号

令和 \_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日  
\_\_\_\_ 時 \_\_\_\_ 分 発表

関係機関 殿

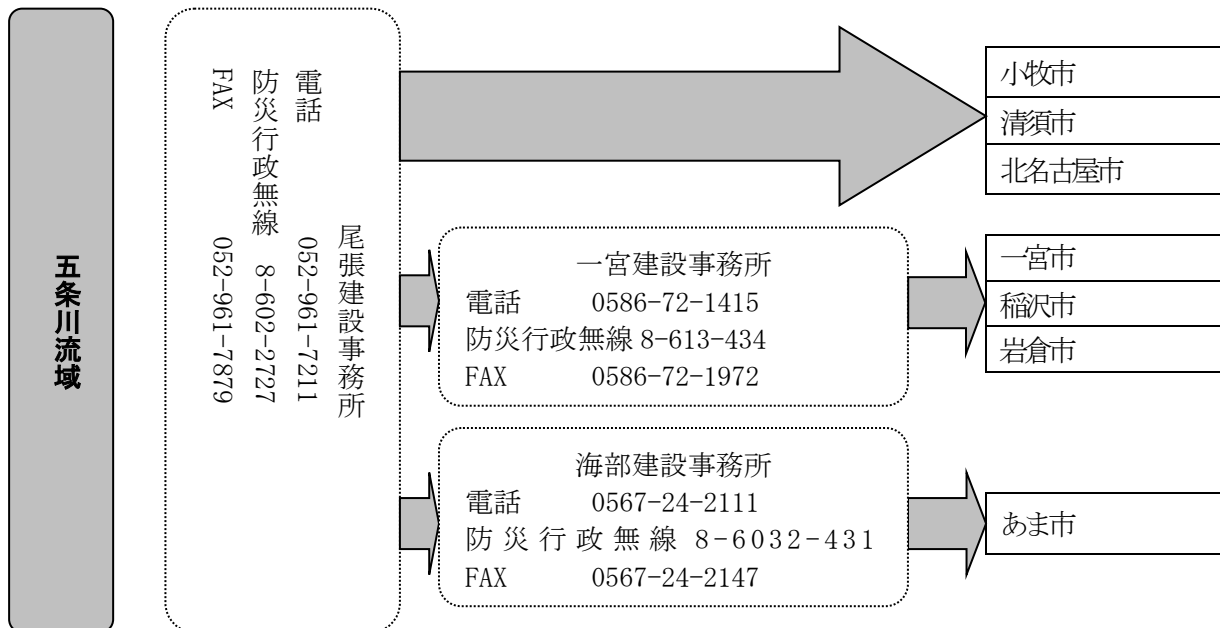
河川管理者  
愛知県知事 大村 秀章

新川流域の排水調整(停止)準備水位の通知

- 1 五条川流域排水調整基準点・春日水位観測所の水位が
- 2 令和 \_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日 \_\_\_\_ 時 \_\_\_\_ 分に
- 3 排水停止準備水位 T. P. 4. 6 0 m に達しました。
- 4 排水調整(停止)準備対象流域は、五条川流域です。

連絡先 尾張建設事務所  
電 話 052-961-7211  
防災行政無線 8-602-2727  
ファックス 052-961-7879

- 注1 新川流域排水調整要綱に基づく水位情報通知です。  
2 このファックスを受報した者は直ちに上欄の受報時間等を記載してください。  
3 次の機関は発報確認をしてください。





受報時間	受報者
月 日 時 分	

別紙 様式 1 - 4

緊急連絡第 \_\_\_\_ 号

令和 \_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日  
\_\_\_\_ 時 \_\_\_\_ 分 発表

関係機関 殿

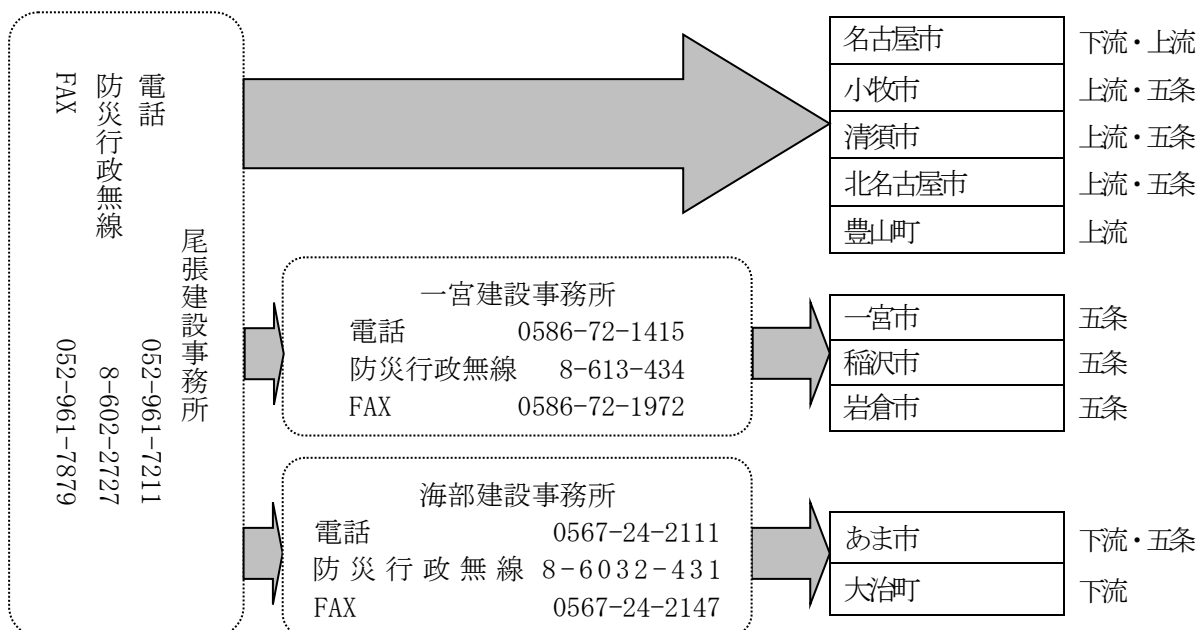
河川管理者  
愛知県知事 大村 秀章

新川流域の排水調整(停止)準備水位に係る通知

1. [新川下流域排水調整基準点・下之一色水位観測所  
新川上流域排水調整基準点・水場川(外粒)水位観測所  
五条川流域排水調整基準点・春日水位観測所] の水位が
2. 令和 \_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日 \_\_\_\_ 時 \_\_\_\_ 分に
3. 排水停止準備水位 [T. P. 2. 20 m (新川下流域)  
T. P. 3. 90 m (新川上流域)  
T. P. 4. 60 m (五条川流域)] を
4. 下回りました。

連絡先 尾張建設事務所  
電話 052-961-7211  
防災行政無線 8-602-2727  
ファックス 052-961-7879

- 注 1 新川流域排水調整要綱に基づく水位情報通知です。  
2 このファックスを受報した者は直ちに上欄の受報時間等を記載してください。  
3 次の機関は発報確認をしてください。



受報時間	受報者
月 日 時 分	

別紙 様式2-1

緊急連絡第\_\_\_\_号

令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日  
\_\_\_\_時\_\_\_\_分 発表

関係機関殿

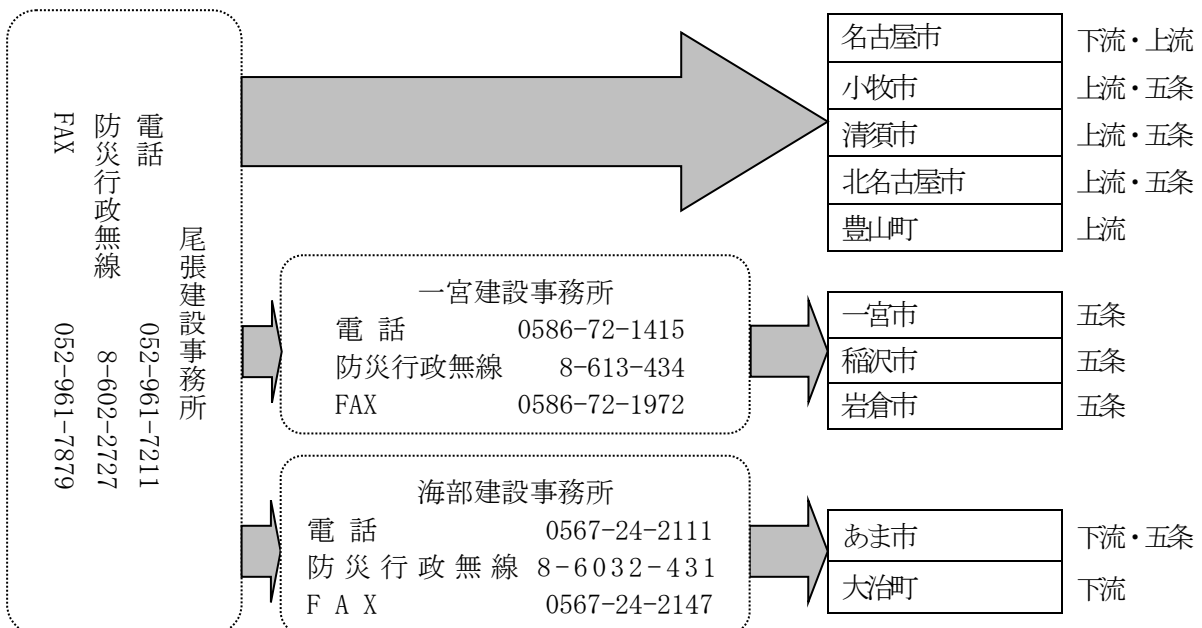
河川管理者  
愛知県知事 大村 秀章

新川流域の排水停止水位の通知

- 1 新川下流域排水調整基準点・下之一色水位観測所の水位が
- 2 令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日\_\_\_\_時\_\_\_\_分に
- 3 排水停止水位T. P. 3. 00mに達しました。
- 4 排水停止対象流域は、全域(新川下流域、新川上流域、五条川流域)です。
- 5 各排水機管理者は、排水機調整状況報告をお願いします。

連絡先 尾張建設事務所  
電話 052-961-7211  
防災行政無線 8-602-2727  
ファックス 052-961-7879

- 注1 新川流域排水調整要綱に基づく水位情報通知です。  
2 このファックスを受報した者は直ちに上欄の受報時間等を記載してください。  
3 次の機関は発報確認すると共に、各市町村は措置後、排水機調整状況報告(様式4)を提出してください。



受報時間	受報者
月 日 時 分	

別紙 様式2-2

緊急連絡第\_\_\_\_号

令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日  
\_\_\_\_時\_\_\_\_分 発表

関係機関殿

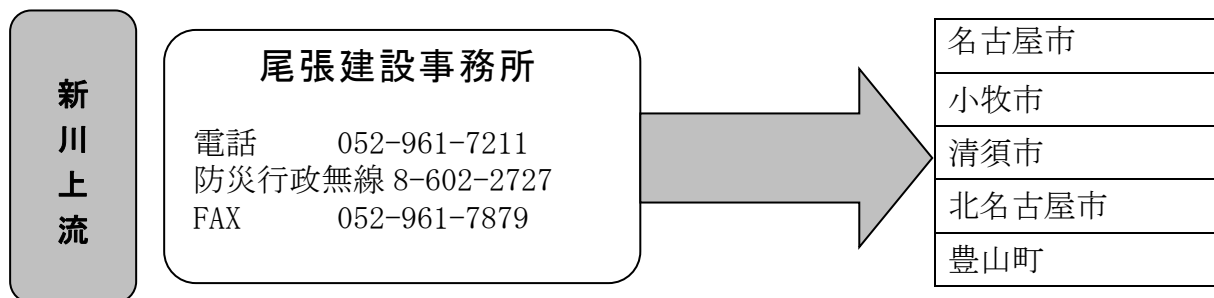
河川管理者  
愛知県知事 大村秀章

新川流域の排水停止水位の通知

- 1 新川上流域排水調整基準点・水場川(外水位)水位観測所の水位が
- 2 令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日\_\_\_\_時\_\_\_\_分に
- 3 排水停止水位T. P. 5. 20mに達しました。
- 4 排水停止対象流域は、新川上流域です。
- 5 各排水機管理者は、排水機調整状況報告をお願いします。

連絡先 尾張建設事務所  
電話 052-961-7211  
防災行政無線 8-602-2727  
ファックス 052-961-7879

- 注1 新川流域排水調整要綱に基づく水位情報通知です。  
 2 このファックスを受報した者は直ちに上欄の受報時間等を記載してください。  
 3 次の機関は発報確認すると共に、各市町村は措置後、排水機調整状況報告(様式4)を提出してください。



受報時間	受報者
月 日 時 分	

別紙 様式2-3

緊急連絡第\_\_\_\_号

令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日  
\_\_\_\_時\_\_\_\_分 発表

関係機関殿

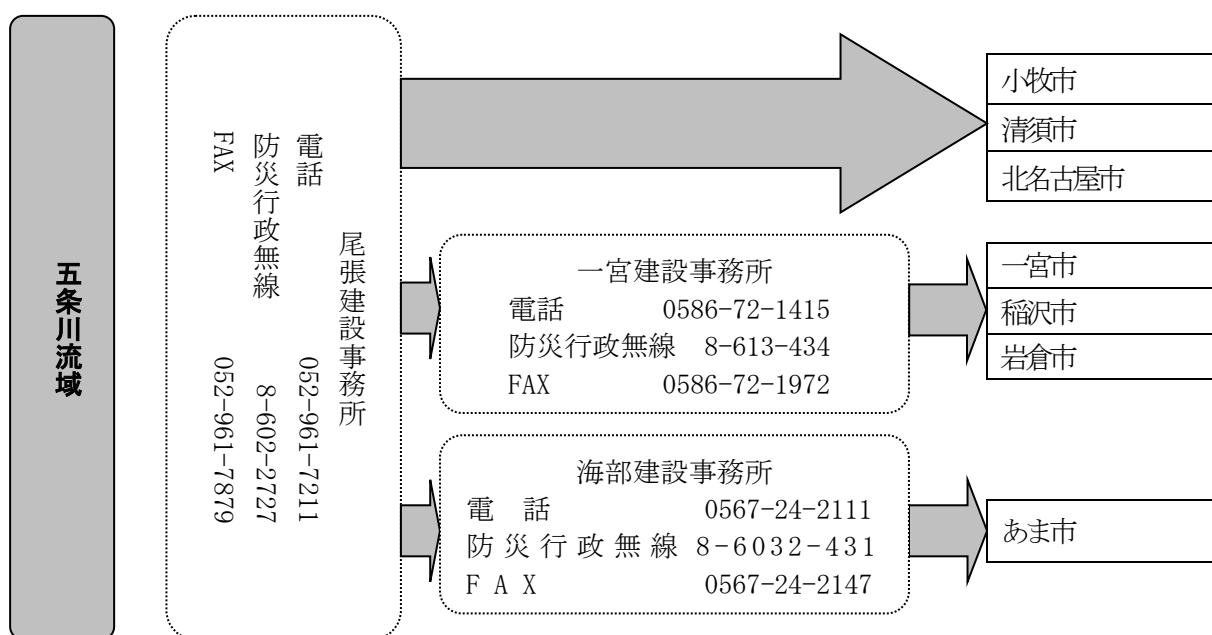
河川管理者  
愛知県知事 大村 秀章

新川流域の排水停止水位の通知

- 1 五条川流域排水調整基準点・春日水位観測所の水位が
- 2 令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日\_\_\_\_時\_\_\_\_分に
- 3 排水停止水位T. P. 5. 55mに達しました。
- 4 排水停止対象流域は、五条川流域です。
- 5 各排水機管理者は、排水機調整状況報告をお願いします。

連絡先 尾張建設事務所  
電 話 052-961-7211  
防災行政無線 8-602-2727  
ファックス 052-961-7879

- 注1 新川流域排水調整要綱に基づく水位情報通知です。
- 2 このファックスを受報した者は直ちに上欄の受報時間等を記載してください。
- 3 次の機関は発報確認すると共に、各市町村は措置後、排水機調整状況報告(様式4)を提出してください。



受報時間	受報者
月 日 時 分	

別紙 様式2-4

緊急指令第\_\_\_\_号

令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日  
\_\_\_\_時\_\_\_\_分 発表

関係機関殿

河川管理者  
愛知県知事 大村 秀章

新川流域の排水停止について

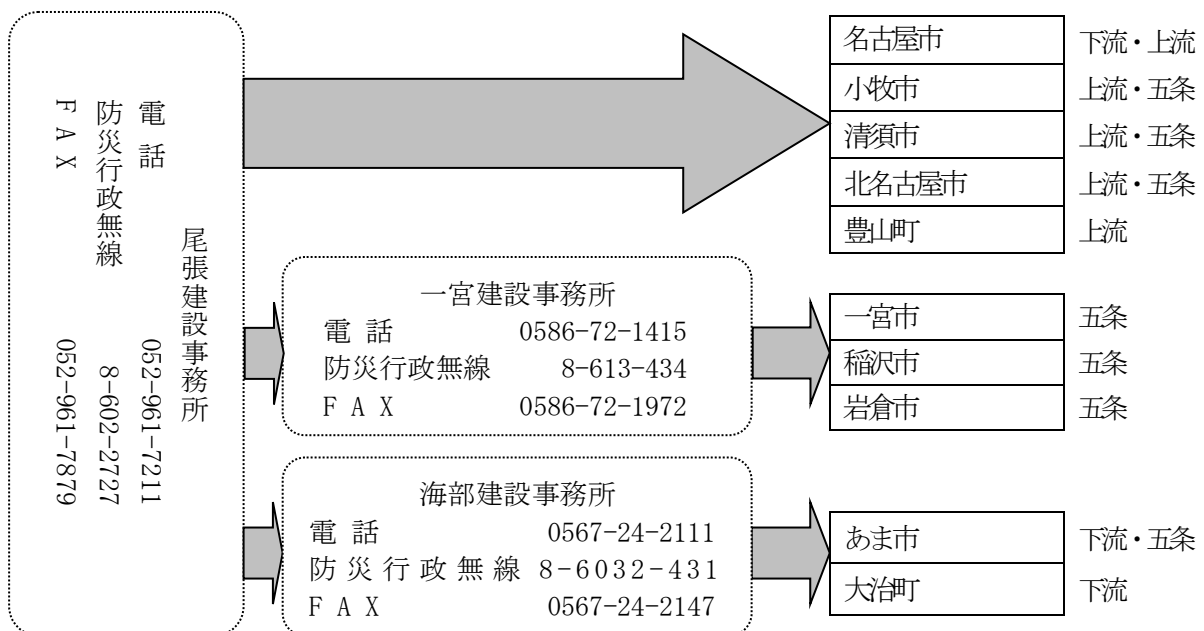
- 1 \_\_\_\_\_川\_\_\_\_\_地先\_\_\_\_\_において
- 2 令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日\_\_\_\_時\_\_\_\_分頃
- 3 越水・破堤 しましたので
- 4 

新川下流域の	から上流
新川上流域の	から上流
五条川流域の	から上流

の、
- 5 排水機の排水を停止することを命じます。
- 6 各排水機管理者は、排水機調整状況報告をお願いします。

連絡先 尾張建設事務所  
電 話 052-961-7211  
防災行政無線 8-602-2727  
ファックス 052-961-7879

- 注1 新川流域排水調整要綱に基づく水位情報通知です。  
 2 このファックスを受報した者は直ちに上欄の受報時間等を記載してください。  
 3 次の機関は発報確認すると共に、各市町村は措置後、排水機調整状況報告(様式4)を提出してください。



受報時間	受報者
月 日 時 分	

別紙 様式3-1

緊急連絡第\_\_\_\_号

令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日  
\_\_\_\_時\_\_\_\_分 発表

関係機関 殿

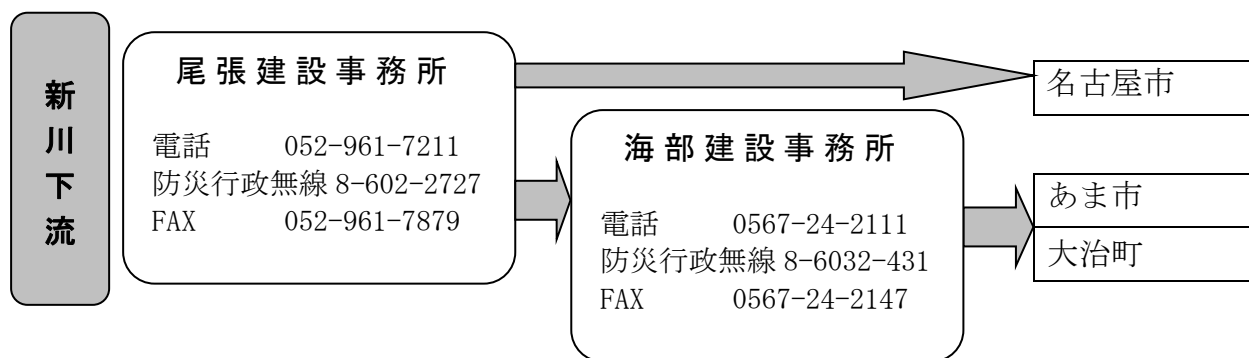
河川管理者  
愛知県知事 大村 秀章

新川流域の排水再開水位の通知

- 1 新川下流域排水調整基準点・下之一色水位観測所の水位が
- 2 令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日\_\_\_\_時\_\_\_\_分に
- 3 排水再開水位T.P. 2.80mに下回りました。
- 4 排水再開対象流域は、新川下流域です。
- 5 各排水機管理者は、排水機調整状況報告をお願いします。

連絡先 尾張建設事務所  
電 話 052-961-7211  
防災行政無線 8-602-2727  
ファックス 052-961-7879

- 注1 新川流域排水調整要綱に基づく水位情報通知です。
- 2 このファックスを受報した者は直ちに上欄の受報時間等を記載してください。
- 3 次の機関は発報確認すると共に、各市町村は措置後、排水機調整状況報告(様式4)を提出してください。



受報時間	受報者
月 日 時 分	

別紙 様式3-2

緊急連絡第\_\_\_\_号

令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日  
\_\_\_\_時\_\_\_\_分 発表

関係機関殿

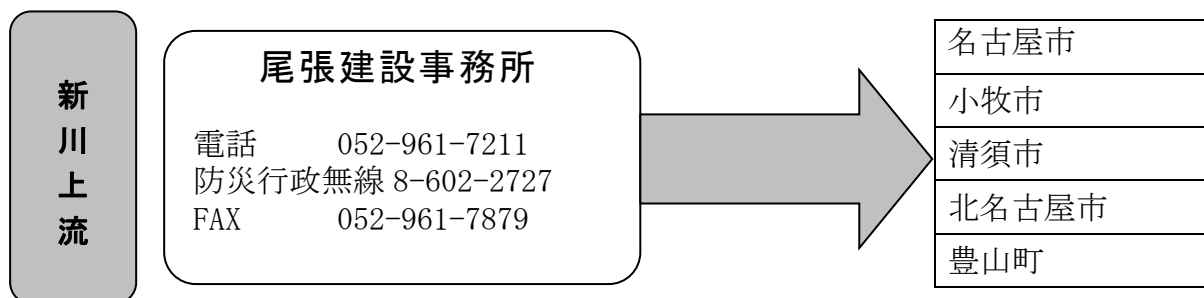
河川管理者  
愛知県知事 大村 秀章

新川流域の排水再開水位の通知

- 1 新川上流域排水調整基準点・水場川(外水位)水位観測所の水位が
- 2 令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日\_\_\_\_時\_\_\_\_分に
- 3 排水再開水位T. P. 5.00mを下回りました。
- 4 新川下流域排水調整基準点・下之一色水位観測所の水位も
- 5 排水再開水位T. P. 2.80mに下回っています。
- 6 排水再開対象流域は、新川上流域です。
- 7 各排水機管理者は、排水機調整状況報告をお願いします。

連絡先 尾張建設事務所  
電 話 052-961-7211  
防災行政無線 8-602-2727  
ファックス 052-961-7879

- 注1 新川流域排水調整要綱に基づく水位情報通知です。
- 2 このファックスを受報した者は直ちに上欄の受報時間等を記載してください。
  - 3 次の機関は発報確認すると共に、各市町村は措置後、排水機調整状況報告(様式4)を提出してください。



受報時間	受報者
月 日 時 分	

別紙 様式3-3

緊急連絡第\_\_\_\_号

令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日  
\_\_\_\_時\_\_\_\_分 発表

関係機関殿

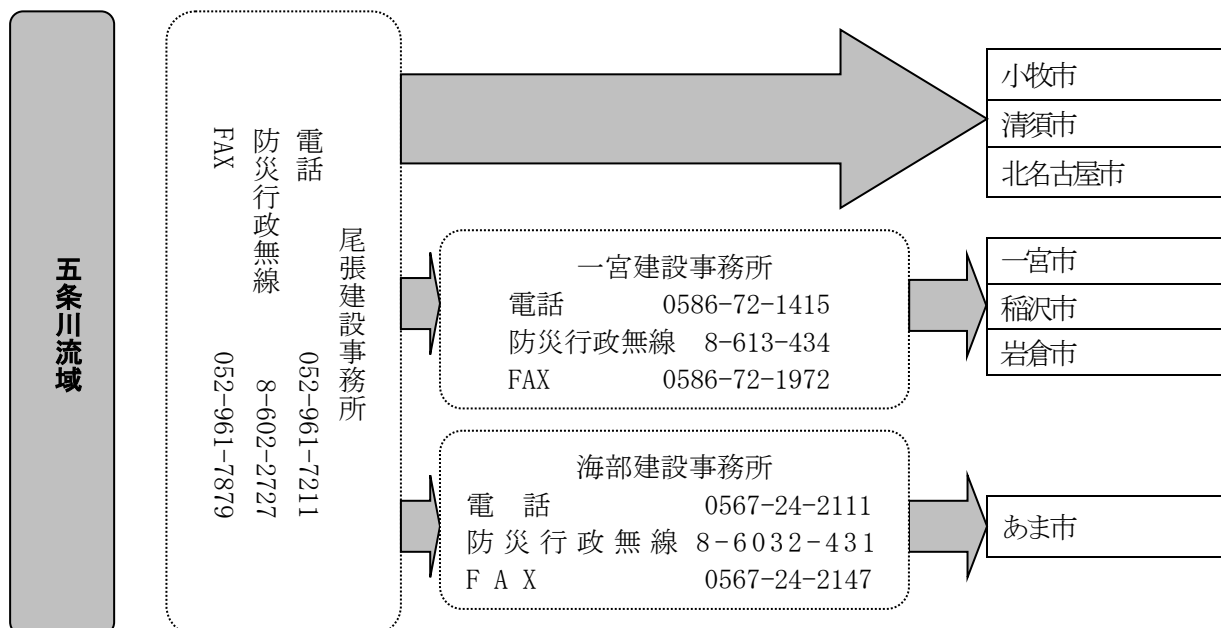
河川管理者  
愛知県知事 大村 秀章

新川流域の排水再開水位の通知

- 1 五条川流域排水調整基準点・春日水位観測所の水位が
- 2 令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日\_\_\_\_時\_\_\_\_分に
- 3 排水再開水位T.P. 5. 35mを下回りました。
- 4 新川下流域排水調整基準点・下之一色水位観測所の水位も
- 5 排水再開水位T.P. 2. 80mに下回っています。
- 6 排水再開対象流域は、五条川流域です。
- 7 各排水機管理者は、排水機調整状況報告をお願いします。

連絡先 尾張建設事務所  
電 話 052-961-7211  
防災行政無線 8-602-2727  
ファックス 052-961-7879

- 注1 新川流域排水調整要綱に基づく水位情報通知です。
- 2 このファックスを受報した者は直ちに上欄の受報時間等を記載してください。
  - 3 次の機関は発報確認すると共に、各市町村は措置後、排水機調整状況報告(様式4)を提出してください。





受報時間	受報者
月 日 時 分	

別紙 様式3-4

## 緊急指令第\_\_\_\_号

令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日  
\_\_\_\_時\_\_\_\_分 発表

関係機関殿

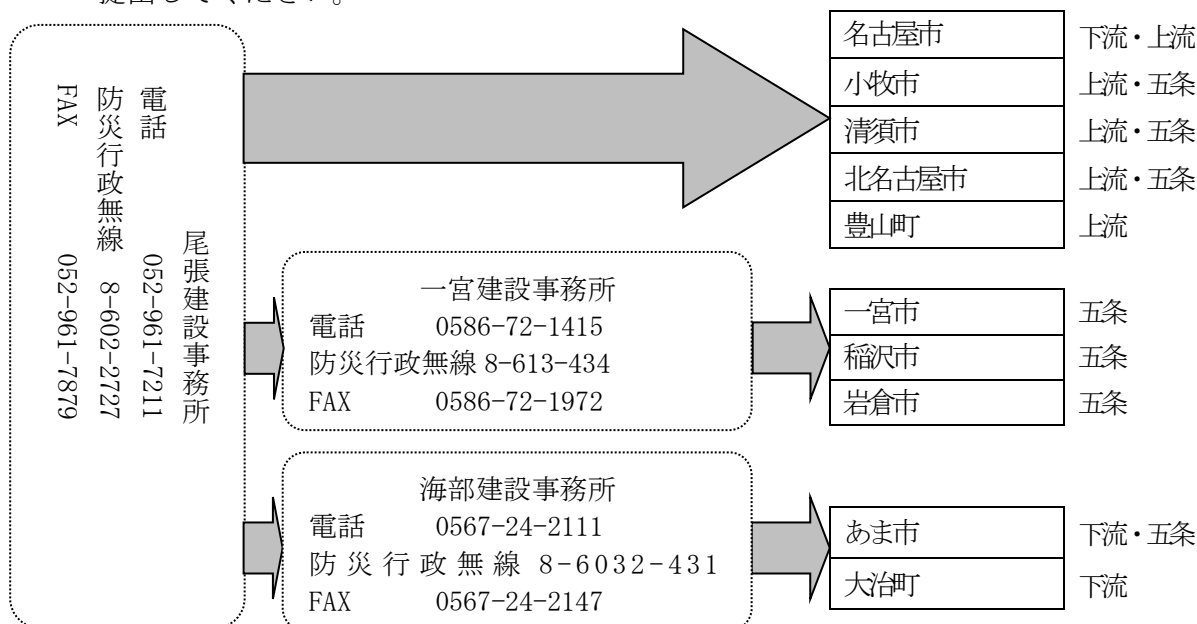
河川管理者  
愛知県知事 大村 秀章

### 新川流域の排水停止の解除について

- 1 \_\_\_\_\_川 \_\_\_\_\_地先 \_\_\_\_\_において
- 2 令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日\_\_\_\_時\_\_\_\_分頃
- 3 越水・破堤 に対する応急復旧が完了し、なおかつ、河川の水位が低下し排水機の運転による破堤箇所などからの浸水のおそれなくなったので
- 4 新川下流域の \_\_\_\_\_ から上流  
新川上流域の \_\_\_\_\_ から上流 の、  
五条川流域の \_\_\_\_\_ から上流
- 5 排水機の排水停止措置を解除します。
- 6 各排水機管理者は、排水機調整状況報告をお願いします。

連絡先 尾張建設事務所  
電話 052-961-7211  
防災行政無線 8-602-2727  
ファックス 052-961-7879

- 注1 新川流域排水調整要綱に基づく水位情報通知です。  
 2 このファックスを受報した者は直ちに上欄の受報時間等を記載してください。  
 3 次の機関は発報確認すると共に、各市町村は措置後、排水機調整状況報告(様式4)を提出してください。



別紙 様式 4

令和 年 月 日

河川管理者愛知県知事 殿

排水機管理者 長

## 新川流域の排水機調整状況について(第 報)

令和 年 月 日 時 分現在の管内排水機の排水調整状況は下記のとおりです。

区分	番号	排水機場名	運転停止日時	運転再開日時	備考
新川下流域		排水機場名	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場名	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場名	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場名	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場名	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場名	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場名	日 時 分停止	日 時 分再開	
	小計	排水機場	排水機場	排水機場	
新川上流域		排水機場名	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場名	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場名	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場名	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場名	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場名	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場名	日 時 分停止	日 時 分再開	
	小計	排水機場	排水機場	排水機場	
五条川流域		排水機場名	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場名	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場名	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場名	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場名	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場名	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場名	日 時 分停止	日 時 分再開	
	小計	排水機場	排水機場	排水機場	
合計		排水機場	排水機場	排水機場	

報告担当者 市役所(町・村役場) 課 氏名

連絡先 電話番号

- 注 1 本表番号欄、排水機場名は、新川流域排水調整要綱別表第2の記載と一致させること。  
 2 報告担当者連絡先は現在確実に連絡できる電話番号を記載すること。  
 3 再開報告にあたっては、停止報告時の報告書の運転再開日時欄に記入し、第二報等とすること。

## (2) 新川流域排水調整連絡協議会設置要綱

### (目的)

第一条 一級河川庄内川水系新川流域において、河川の越水及び破堤による氾濫のおそれがあるとき、「新川流域排水調整要綱」（平成13年6月1日制定）に基づき、河川及び内水の排水のために設置された排水機の運転調整（以下「排水調整」という）を実施するために必要となる防災及び水防機関への通知並びに情報の伝達、収集を円滑に実施することを目的に新川流域排水調整連絡協議会（以下「連絡協議会」という）を設置する。

### (連絡協議会の職務)

第二条 連絡協議会は前条の目的を達成するため、以下の事項について定める。

- 一 防災、水防に関する関係機関相互の情報の収集、伝達方法
- 二 河川管理者が発した排水調整の発令などの通知、伝達方法及び通知先機関
- 三 前各号に掲げるもののほか、排水調整を実施することにより必要となる事項

### (組織)

第三条 連絡協議会は、別表に掲げる行政機関の職にあるものにより構成する。

- 2 連絡協議会には、会長を置く。
- 3 連絡協議会には事務局を置く。

### (会長)

第四条 連絡協議会の会長は、愛知県建設局河川課長とする。

- 2 会長に事故があるときは、事務局が指名する連絡協議会の行政機関が会長の職務を代行する。
- 3 会長は議事その他の会務を総括する。

### (連絡協議会の開催)

第五条 連絡協議会の開催は、会長が招集する。

### (事務局)

第六条 連絡協議会の事務局は、愛知県建設局河川課におく。

- 2 事務局は、会長の指示により連絡協議会の会務を処理する。

### (雑則)

第七条 この要綱に定めるもののほか、連絡協議会の運営に必要な事項は別に定めることができるものとする。

- 2 この連絡協議会において定めた事項は、地域防災計画及び水防計画に記載し、関係者に周知を図るものとする。

### 附 則

この要綱は平成13年6月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成17年5月23日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年3月6日から施行する。

<別表>

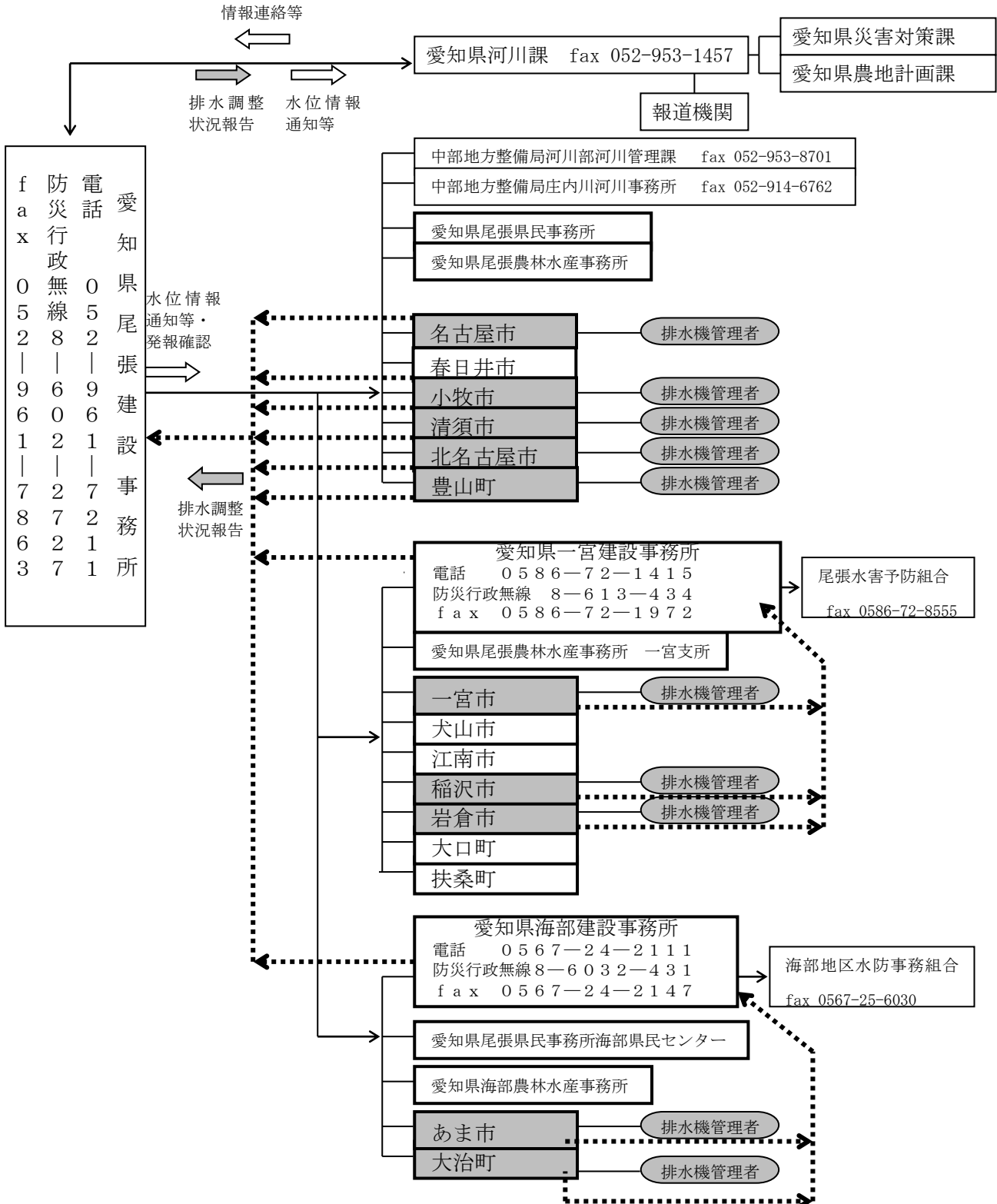
機関	部局	官職
国土交通省	中部地方整備局河川部	河川管理課長
	庄内川河川事務所	管理課長
愛知県	防災安全局	災害対策課長
	農林基盤局 農地部	農地計画課長
	建設局	河川課長
	尾張県民事務所	主務課長
	尾張県民事務所 海部県民センター	同上
	尾張農林水産事務所	建設課長
	一宮支所	同上
	海部農林水産事務所	同上
	尾張建設事務所	維持管理課長
	一宮建設事務所	同上
	海部建設事務所	同上
名古屋市	防災・水防部局	主務課長
一宮市	同上	同上
春日井市	同上	同上
犬山市	同上	同上
江南市	同上	同上
小牧市	同上	同上
稲沢市	同上	同上
岩倉市	同上	同上
清須市	同上	同上
北名古屋市	同上	同上
あま市	同上	同上
豊山町	同上	同上
大口町	同上	同上
扶桑町	同上	同上
大治町	同上	同上
尾張水害予防組合		事務局長
海部地区水防事務組合		同上

新川流域の流域別排水調整の通知・伝達系統図

<新川下流域（下之一色水位観測所）>

□の市町及び各機関は愛知県高度情報通信ネットワーク（FAX一斉指令）により直接尾張建設事務所から水位情報等の通知がある。

■の市町は排水調整対象の排水機があり、県に対し排水調整報告を行う。

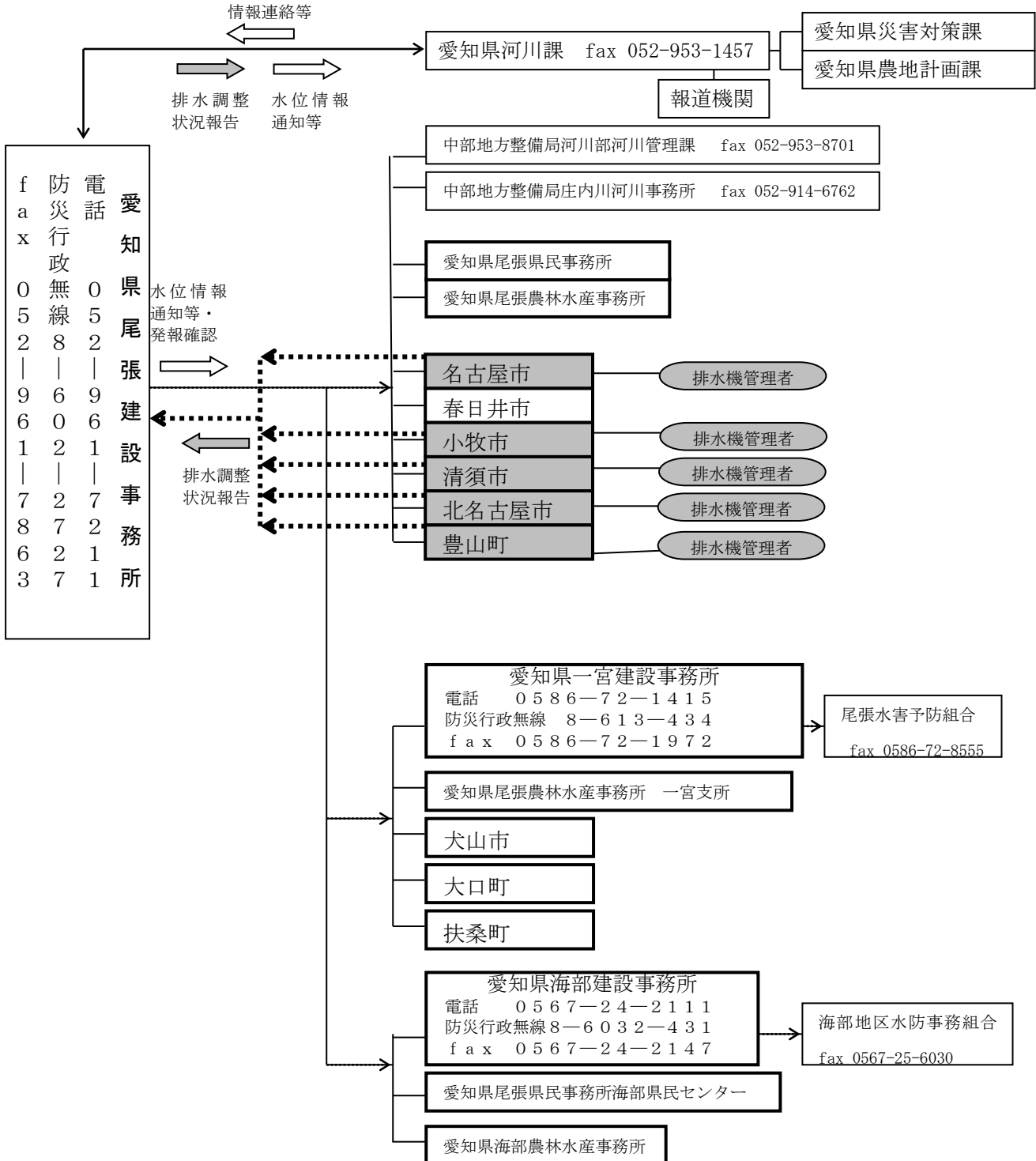


例 水位情報通知は尾張建設事務所から全機関に発信されますが、その発報確認は、排水機がある市町に対して管轄する一宮建設事務所が行い、尾張建設事務所に報告する。排水状況報告も同じ経路とする。

<新川上流域（水場川外水位観測所）>

□の市町及び各機関は愛知県高度情報通信ネットワーク（FAX一斉指令）により直接尾張建設事務所から水位情報等の通知がある。

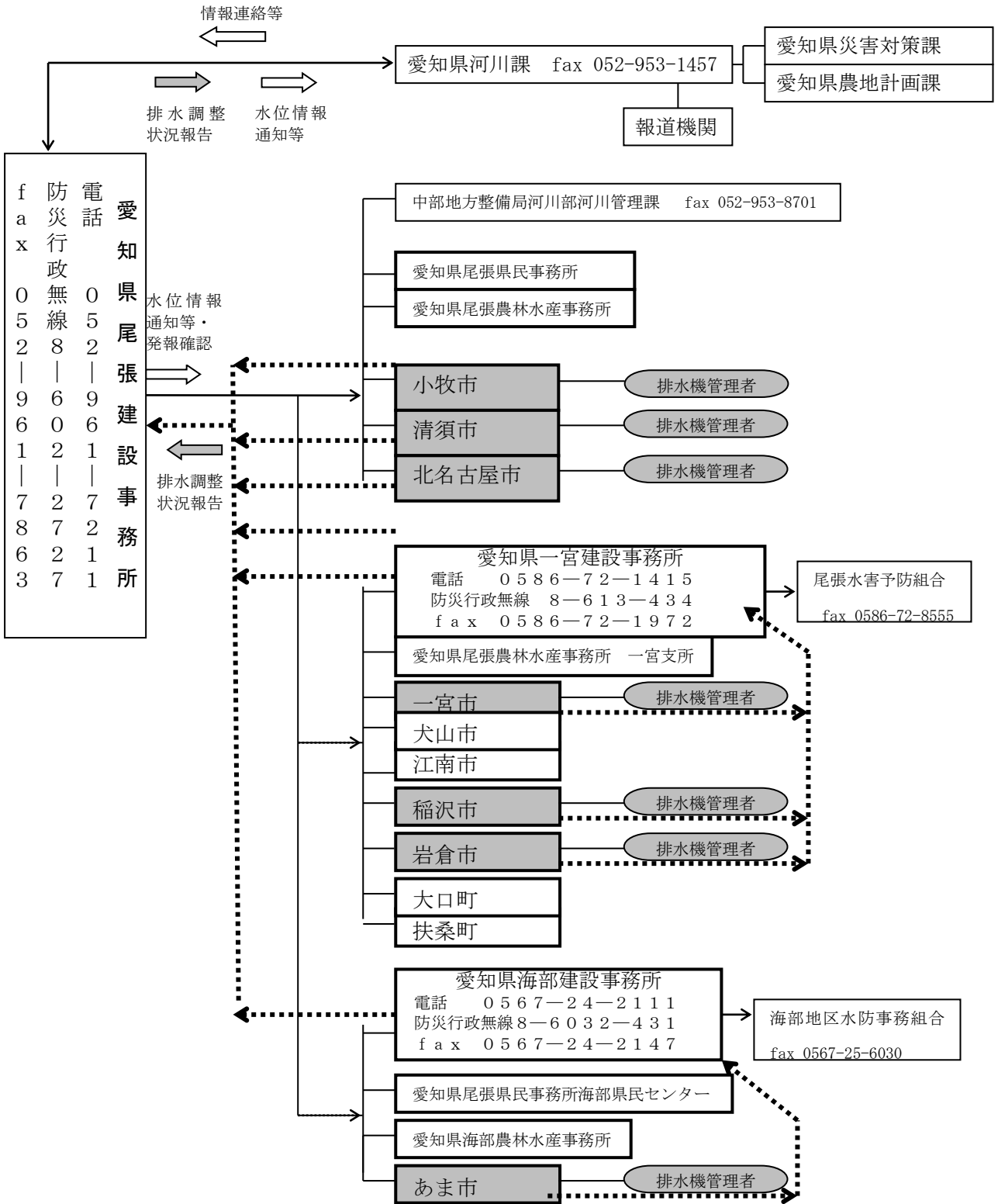
■の市町は排水調整対象の排水機があり、県に対し排水調整報告を行う。



<五条川流域（春日水位観測所）>

の市町及び各機関は愛知県高度情報通信ネットワーク（FAX一斉指令）により直接尾張建設事務所から水位情報等の通知がある。

の市町は排水調整対象の排水機があり、県に対し排水調整報告を行う。



### 3 日光川流域排水調整要綱

#### (1) 日光川流域排水調整要綱

(排水調整の目的)

第一条 昭和52年9月1日に施行された「日光川水系排水対策調整連絡会議要綱」の趣旨に基づき、二級河川日光川流域において、流域の排水のために設置された排水機の排水調整は、現在の河川の整備水準を上回る洪水に見舞われ、河川からの越水及び破堤などによる氾濫のおそれがあるとき、外水氾濫による沿川の甚大な浸水被害の発生を回避し、人的被害の防止並びに財産及び経済的被害を軽減することを目的として、実施するものである。

(用語の定義)

第二条 この要綱で用いる用語は、以下のように定義する。

- 一 河川管理者 二級河川日光川（以下「日光川」という。）の河川管理者をいう。
- 二 戸田川管理者 二級河川戸田川の河川管理者をいう。
- 三 排水機 流域内の降雨に対し一定の計画規模内で浸水被害の解消を目的に設置された排水機をいう。排水機には、河川管理者が管理する河川排水機（日光川の河口に設置した排水機及び一級河川木曾川等他流域に排水する排水機を除く。）並びに河川管理者以外の者が管理する内水排水機とを含む。
- 四 排水調整 現在の河川の整備水準を上回る洪水時に排水機の運転を調整し、河川への排水を停止することをいう。
- 五 河川の整備水準 河川から越水又は破堤などすることなく安全に洪水を流下させる河川の疎通能力をいう。
- 六 外水氾濫 河川からの越水又は破堤などにより、河川を流下する洪水が沿川の流域に流出して浸水することをいう。
- 七 排水調整対象流域 基準地点又は副基準地点（以下「基準地点等」という。）の水位に対応して排水調整を実施すべき流域をいい、単独あるいは複数の単位流域から構成される。
- 八 単位流域 排水調整を実施するにあたっての最小の流域区分として、基準地点等に対応して分割した流域をいう。
- 九 関係機関 別途定める「日光川流域排水対策調整連絡会議要綱」において掲げる行政機関等をいう。
- 十 基準地点 日光川における排水調整を判断するために設定する河川水位を観測する水位観測所をいう。
- 十一 副基準地点 日光川の支川における排水調整を判断するために設定する河川水位を観測する水位観測所をいう。
- 十二 準備水位 基準地点等の河川水位が当該の水位に到達した場合に、排水調整に必要な措置を迅速に実施できるように準備を開始する水位をいう。
- 十三 停止水位 基準地点等の河川水位が当該の水位に到達した場合に、排水調整を行う水位をいう。
- 十四 排水再開水位 排水調整を行ったのち、基準地点等の河川水位が当該の水位を下



回った場合に、排水調整を解除し、排水機の排水を再開する水位をいう。

(排水調整の法的根拠等)

第三条 排水調整は、河川法（昭和三十九年法律第百六十七号。以下「法」という。）第一条及び第二条の規定に基づく河川管理及び排水機の管理者が排水機の操作の一環として実施する。ただし、河川管理者又は戸田川管理者（以下「河川管理者等」という。）においても河川水位情報に関するることについて関係機関に通知するものとする。また、準用河川及び普通河川については、それぞれの管理者がこの要綱に準じて措置又は通知を実施する。

2 河川からの越水及び破堤が生じた場合は河川管理者が排水調整を発令する。また、準用河川及び普通河川については、それぞれの管理者がこの要綱に準じて発令する。

(対象流域)

第四条 この要綱に基づき、排水調整を行う流域は、二級河川日光川水系の全流域とする。

(単位流域と対象排水機)

第五条 単位流域は以下の三区域とし、別表第一に各単位流域に属する市町村を示す。

- 一 日光川下流域 西尾張中央道（新日光川橋）より下流の日光川が排水を担う流域
- 二 日光川上流域 西尾張中央道（新日光川橋）より上流の日光川が排水を担う流域
- 三 戸田川流域 戸田川排水機場より上流の戸田川が排水を担う流域

2 単位流域内の排水調整を行う排水機は、前項に定める流域内の二級河川、準用河川及び普通河川に排水を行う排水機とする。ただし、準用河川及び普通河川については、それぞれの管理者が、この要綱に準じて措置をとるものとする。なお、各単位流域の対象排水機は別表第二のとおりとする。

(基準地点等と排水調整対象流域)

第六条 排水調整の基準となる基準地点等は、別表第三の水位観測所とする。

2 各基準地点等に対応する排水調整対象流域は別表第四の単位流域とする。

(排水調整の事前通知等)

第七条 基準地点等の水位が別表第五に示す準備水位に到達したときは、河川管理者等から関係機関へ河川の水位情報を通知するものとし、関係機関のうち通知を受けた第五条第1項各号に定める単位流域内の該当市町村（以下「単位流域内の該当市町村」という。）は同条第2項に定める排水調整を行う排水機の管理者（以下「排水機の管理者」という。）に伝達するものとする。

(排水調整の通知及び発令)

第八条 基準地点等の水位が別表第五に示す停止水位に到達したときは、河川管理者等から関係機関へ河川の水位情報を通知するものとし、単位流域内の該当市町村は、同条第2項に定める排水調整を行う排水機の管理者に伝達するものとする。

2 基準地点の水位が別表第五に示す停止水位以下の場合であっても、別図に示す日光川の地点において河川からの越水又は破堤が発生したときは、河川管理者は関係機関へ排水機を停止すべき旨を発令するものとし、流域（戸田川流域を除く。）内の全ての該当市町村は、排水機の管理者に排水調整を発令するものとする。

(排水調整の解除等の通知及び発令)

第九条 前条第一項の排水調整を実施したときに、基準地点等の水位が別表第五に示す排水再開水位を下回ったときは、河川管理者等から関係機関へその旨を通知するものとし、単位流域内の該当市町村は、排水機の管理者に伝達するものとする。

2 第七条に定める準備水位を下回ったときは、河川管理者等から関係機関へ河川の水位情報を通知するものとし、単位流域内の該当市町村は排水機の管理者に伝達するものとする。

3 前条第二項の排水調整の解除は、越水又は破堤した箇所ので急復旧が完了したとき、若しくは河川の水位が低下し排水機を運転しても破堤箇所等からの浸水のおそれなくなったときに、河川管理者から関係機関へその旨を通知するものとし、流域(戸田川流域を除く。)内の全ての該当市町村は、排水機の管理者に伝達するものとする。

(通知及び発令の内容)

第十条 排水機の排水調整の通知等の内容は、別表第六のとおりとする。

(排水機管理者への伝達及び報告)

第十一条 第七条から第九条までに定める通知又は発令を市町村から伝達された排水機の管理者は、排水調整を実施し、その内容を当該市町村に速やかに報告する。

2 前項の報告を受けた市町村は、排水調整の実施内容を別表第六に定める様式により、当該市町村を管轄する河川管理者に速やかに報告するものとする。

3 戸田川流域については、第1項の報告を受けた戸田川管理者は、排水調整の実施内容を別表第六に定める様式により、河川管理者に速やかに報告するものとする。

(通知等の方法)

第十二条 第七条から第九条まで、及び第十一条に定める通知及び伝達等の方法は、別途設置する日光川流域排水対策調整連絡会議において定めるものとする。

(操作規則の制定)

第十三条 各排水機管理者は、排水調整の内容を明記した操作規則を制定し、二級河川及び準用河川に存する排水機に係るものにあつては法第二十六条第一項の規定による許可を受けるものとする。

2 前項に定める操作規則には、各排水機の排水地点の上下流において越水又は破堤のおそれがある場合の排水調整の実施についても明記するものとする。

(操作規則の位置付け)

第十四条 この要綱は、日光川流域の各河川に排水することを目的として設置される全ての排水機について定められる操作規則において位置付けるものとする。ただし、既設の排水機にあつては、操作規則が改定されるまでの間に行われる操作についてもこの要綱の規定によるものとする。

(雑則)

第十五条 この要綱に定めるもののほか、排水調整に関し必要な事項は関係市町村の長(名古屋市は副市長)及び県関係部局長で構成する日光川流域治水対策協議会において定めるものとする。

2 この要綱に定める内容に疑義が生じた場合、又は河川改修の進捗、気象状況及び排水調整の実態等の変化により、この要綱を変更する必要がある場合には、日光川流

域治水対策協議会に諮り、変更するものとする。

ただし、別表第二の対象排水機場の新設、廃止、更新等による変更については、日光川流域治水対策協議会の幹事（市町村）への書面による確認の上で変更できるものとする。

附 則

この要綱は平成22年7月1日から施行する。

なお、昭和52年9月1日施行の日光川水系排水対策調整連絡会議要綱はこの要綱の施行の日に廃止する。

附 則

この要綱は平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成27年3月6日から施行する。

附 則

この要綱は平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和2年3月6日から施行する。

附 則

この要綱は令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和5年4月1日から施行する。

(別表第一：第五条第1項関係) 各単位流域の市町村

分割区域	日光川下流域	日光川上流域	戸田川流域
名古屋市	○		○
一宮市		○	
津島市		○	
稲沢市		○	
愛西市		○	
弥富市	○		
あま市	○	○	
大治町	○		
蟹江町	○	○	
飛島村	○		

(別表第二：第五条第2項関係) 日光川流域の排水機一覽

No.	機場名	所在地	※1市 町村	管理者名	排出先河川名	位置			許可排水 量 (m <sup>3</sup> /s)	備考
						距離標	左 岸	右 岸		
1	東小川	名古屋市	名古屋市	名古屋市	日光川 (準用東小川)	-3k 552	○		(14.60)	※2
2	戸田川	名古屋市	名古屋市	名古屋市	日光川	-3k 100	○		(50.00)	※2
3	工場排水	名古屋市	名古屋市	名古屋中川金属工業 団地 協同組合	日光川	-2k 600	○		0.94	
4	新茶屋	名古屋市	名古屋市	茶屋後土地改良区	日光川	-1k 400	○		3.70	
5	福田川河口	名古屋市	名古屋市	福田悪水土地改良区	日光川	-0k 800	○		60.00	
6	福田川河口第二	名古屋市	名古屋市	愛知県(建設)	日光川	-0k 800	○		(30.00)	※2
7	協和	名古屋市	名古屋市	協和土地改良区	日光川	-0k800	○		1.60	
8	福田前第2	名古屋市	名古屋市	協和土地改良区	日光川	-0k 275	○		0.17	
9	蟹江川	名古屋市	-	愛知県(建設)	日光川	-0k 200	○		(52.00)	※2
10	福屋	名古屋市	名古屋市	西福田土地改良区	福田川	0k800	○		0.70	
11	井箱	名古屋市	名古屋市	協和土地改良区	福田川	1k600		○	0.16	
12	福屋第一	名古屋市	名古屋市	福田川排水対策協議 会	福田川	1k800	○		2.30	
13	千音寺	名古屋市	名古屋市	名古屋市	福田川	6k100	○		0.13	
14	名西団地	名古屋市	名古屋市	名古屋市	福田川	6k900	○		0.50	
15	西福田第2	名古屋市	名古屋市	協和地区湛水防除協 議会	蟹江川	0k000	○		0.87	
16	小川	名古屋市	名古屋市	小川土地改良区	戸田川	0k050		○	0.54	
17	海東南	名古屋市	名古屋市	海東土地改良区	戸田川	2k300		○	0.47	
18	海東北	名古屋市	名古屋市	海東土地改良区	戸田川	3k100		○	0.24	
19	富永	名古屋市	名古屋市	富田町土地改良区	戸田川	4k500		○	1.36	
20	水里	名古屋市	名古屋市	名古屋市(下水)	戸田川	5k150		○	8.40	
21	戸田	名古屋市	名古屋市	名古屋市(下水)	戸田川	6k900		○	16.34	
小計									245.02	※4

22	新堀川	一宮市	一宮市	一宮市	日光川 (準用新堀川)	19k 300	○		(20.00)	※ 2
23	玉野	一宮市	一宮市	一宮市	日光川	20k 050		○	4.67	
24	萩原	一宮市	一宮市	一宮市	日光川	21k 050	○		0.60	
25	稔川	一宮市	一宮市	一宮市	日光川	21k 500	○		4.80	
26	小信	一宮市	一宮市	一宮市	日光川	22k 300		○	12.16	
27	三条	一宮市	一宮市	一宮市	日光川	23k 700		○	14.30	
小計									56.53	※ 4
28	十三沖永	津島市	津島市	十三沖永悪水土地改良区	日光川	4k330	○		(0.00)	令和10年3月19.20 m <sup>3</sup> /s切り替え予定
29	十三沖永神明	津島市	津島市	十三沖永悪水土地改良区	日光川	4k830	○		(18.90)	十三沖永排水機場供用開始後使用停止
30	市場(新)	津島市	津島市	日光川西悪水土地改良区	日光川	5k739		○	7.29	
31	市場(旧)	津島市	津島市	日光川西悪水土地改良区	日光川	5k739		○	4.30	
32	十三沖永越津	津島市	津島市	十三沖永悪水土地改良区	日光川	7k200	○		10.40	
33	越津	津島市	津島市	十三沖永悪水土地改良区	日光川	7k244	○		4.20	
34	古瀬	津島市	愛西市	愛西市	目比川	0k500		○	3.28	
35	五八	津島市	津島市	五八悪水土地改良区	目比川	1k200	○		4.90	
36	葉苺(西)	津島市	津島市	十三沖永悪水土地改良区	目比川	1k300		○	(0.11)	令和13年3月0.31 m <sup>3</sup> /s切り替え予定
37	葉苺(東)	津島市	津島市	十三沖永悪水土地改良区	目比川	1k300	○		0.14	
38	五八第2	津島市	津島市	五八悪水土地改良区	目比川	1k700	○		5.15	
39	又吉	津島市	津島市	領内川用悪水土地改良区	新堀川	1k500	○		0.10	
40	向島	津島市	津島市	領内川用悪水土地改良区	新堀川	2k100	○		2.80	
41	向島第2	津島市	津島市	領内川用悪水土地改良区	新堀川	2k100		○	4.30	
小計									65.87	※ 4
42	城西	稲沢市	稲沢市	領内川用悪水土地改良区	日光川	10k 550		○	0.26	

43	黒田	稲沢市	稲沢市	稲沢市日光川水系排水対策協議会	日光川	10k600	○		5.00
44	嫁振	稲沢市	稲沢市	領内川用悪水土地改良区	日光川	10k800		○	0.32
45	宮浦	稲沢市	稲沢市	領内川用悪水土地改良区	日光川	11k400		○	2.20
46	平和	稲沢市	稲沢市	稲沢市日光川水系排水対策協議会	日光川	11k500	○		5.80
47	半六	稲沢市	稲沢市	稲沢市日光川水系排水対策協議会	日光川	11k690	○		1.50
48	下起	稲沢市	稲沢市	領内川用悪水土地改良区	日光川	12k200		○	0.04
49	西光坊	稲沢市	稲沢市	稲沢市日光川水系排水対策協議会	日光川	12k480	○		0.76
50	西光坊	稲沢市	稲沢市	領内川用悪水土地改良区	日光川	12k750		○	0.22
51	西光坊上	稲沢市	稲沢市	稲沢市日光川水系排水対策協議会	日光川	13k625	○		0.60
52	丸瀨	稲沢市	稲沢市	稲沢市日光川水系排水対策協議会	日光川	14k100		○	2.83
53	片原一色	稲沢市	稲沢市	稲沢市日光川水系排水対策協議会	日光川	15k470	○		1.20
54	三宅川	稲沢市	稲沢市	稲沢市日光川水系排水対策協議会	三宅川	1k500	○		2.05
55	中三宅	稲沢市	稲沢市	稲沢市日光川水系排水対策協議会	三宅川	2k500		○	0.40
56	井堀	稲沢市	稲沢市	稲沢市日光川水系排水対策協議会	三宅川	3k600	○		2.30
57	須ヶ谷東	稲沢市	稲沢市	稲沢市日光川水系排水対策協議会	三宅川	3k600		○	1.43
58	儀長東	稲沢市	稲沢市	稲沢市日光川水系排水対策協議会	三宅川	4k950	○		0.10
59	儀長	稲沢市	稲沢市	稲沢市日光川水系排水対策協議会	三宅川	5k300		○	0.07
60	三ヶ月	稲沢市	稲沢市	領内川用悪水土地改良区	領内川	0k300	○		2.20
61	平六	稲沢市	稲沢市	稲沢市建設部治水課	領内川	0k300		○	0.47
62	六輪見取	稲沢市	稲沢市	領内川用悪水土地改良区	領内川	0k400		○	0.07
63	塩川第1 〈塩川〉	稲沢市	稲沢市	領内川用悪水土地改良区	領内川	0k600	○		0.31
64	塩川第2	稲沢市	稲沢市	領内川用悪水土地改良区	領内川	0k800	○		0.23
65	六輪第1 〈六輪〉	稲沢市	稲沢市	領内川用悪水土地改良区	領内川	1k450	○		0.23
66	六輪第2	稲沢市	稲沢市	領内川用悪水土地改良区	領内川	1k450	○		0.83

67	五ツ屋第3	稲沢市	稲沢市	領内川用悪水土地改良区	領内川	5k272	○		0.05	
68	五ツ屋	稲沢市	稲沢市	領内川用悪水土地改良区	領内川	5k300	○		0.16	
69	甲新田	稲沢市	稲沢市	領内川用悪水土地改良区	領内川	5k800	○		2.00	
70	甲新田第2	稲沢市	稲沢市	領内川用悪水土地改良区	領内川	5k800	○		1.69	
71	牧川第2	稲沢市	稲沢市	領内川用悪水土地改良区	領内川	6k885		○	3.60	
72	二俣	稲沢市	稲沢市	領内川用悪水土地改良区	領内川	7k100	○		5.22	
73	流新田	稲沢市	稲沢市	領内川用悪水土地改良区	領内川	7k100		○	0.12	
74	牧川第1	稲沢市	稲沢市	領内川用悪水土地改良区	領内川	7k800		○	4.24	
75	光堂川第1	稲沢市	稲沢市	稲沢市日光川水系排水対策協議会	光堂川	0k450		○	2.80	
76	光堂川第2	稲沢市	稲沢市	稲沢市日光川水系排水対策協議会	光堂川	1k200		○	2.60	
77	千代田	稲沢市	稲沢市	稲沢市日光川水系排水対策協議会	目比川	3k100		○	6.00	
78	千代田第2	稲沢市	稲沢市	稲沢市日光川水系排水対策協議会	目比川	3k100	○		14.30	
79	千代田第3	あま市	稲沢市	稲沢市日光川水系排水対策協議会	目比川	3k100		○	0.10	
小計									75.40	※4
80	目比川河口	愛西市	愛西市	目比川流域排水対策協議会	日光川	8k800	○		30.00	
81	勝幅	愛西市	愛西市	勝幅地域排水機運営協議会	日光川	10k000	○		4.33	
82	測高	愛西市	愛西市	愛西市	日光川	13k000		○	0.32	
83	千引	愛西市	愛西市	勝幅地域排水機運営協議会	目比川	1k300		○	(0.15)	令和13年3月0.65m <sup>3</sup> /s切り替え予定
84	佐折	愛西市	愛西市	勝幅地域排水機運営協議会	目比川	1k700		○	0.19	
85	源左橋	愛西市	愛西市	勝幅地域排水機運営協議会	目比川	2k400		○	0.33	
86	大縄場	愛西市	愛西市	勝幅地域排水機運営協議会	三宅川	0k100	○		0.11	
87	根高	愛西市	愛西市	領内川用悪水土地改良区	領内川	0k700		○	7.00	
88	根高第2	愛西市	愛西市	領内川用悪水土地改良区	領内川	0k800		○	7.00	
89	五軒家	愛西市	愛西市	領内川用悪水土地改良区	領内川	1k900		○	0.65	



90	須ヶ脇第1 〈須ヶ脇〉	愛西市	愛西市	領内川用悪水土地改良区	領内川	2k250	○		4.15	
91	元足立	愛西市	愛西市	領内川用悪水土地改良区	領内川	2k250	○		0.50	
92	草平	愛西市	愛西市	領内川用悪水土地改良区	領内川	2k450		○	0.12	
93	川田	愛西市	愛西市	領内川用悪水土地改良区	領内川	2k550		○	0.80	
94	阿原	愛西市	愛西市	領内川用悪水土地改良区	領内川	3k000	○		0.33	
95	西川端	愛西市	愛西市	領内川用悪水土地改良区	領内川	3k000	○		2.75	
96	西川端第2	愛西市	愛西市	領内川用悪水土地改良区	領内川	3k000	○		5.00	
97	鷹場	愛西市	愛西市	領内川用悪水土地改良区	領内川	3k500		○	2.40	
98	鷹場第2	愛西市	愛西市	領内川用悪水土地改良区	領内川	3k500		○	3.00	
99	上兼	愛西市	愛西市	領内川用悪水土地改良区	領内川	4k200	○		0.12	
100	開治	愛西市	愛西市	領内川用悪水土地改良区	領内川	4k600		○	4.00	
101	開治第2	愛西市	愛西市	領内川用悪水土地改良区	領内川	4k600		○	1.20	
102	秋ノ戸	愛西市	愛西市	領内川用悪水土地改良区	領内川	4k900	○		0.05	
103	下東川	愛西市	愛西市	領内川用悪水土地改良区	領内川	5k607		○	0.45	
104	東川〈野田〉	愛西市	愛西市	領内川用悪水土地改良区	領内川	5k800		○	(2.30)	八開排水機場供用開始後使用停止
105	八開	愛西市	愛西市	領内川用悪水土地改良区	領内川	5k800		○	(0.70)	令和8年4月2.80 m <sup>3</sup> /s切り替え予定
106	八開第2	愛西市	愛西市	領内川用悪水土地改良区	領内川	5k800		○	1.20	
小計									79.15	※4
107	大神場第1	弥富市	弥富市	十四山土地改良区	宝川	0k200		○	3.70	
108	大神場第2	弥富市	弥富市	十四山土地改良区	宝川	0k200		○	2.73	
109	六箇	弥富市	弥富市	十四山土地改良区	宝川	0k800	○		3.10	
110	新孫宝	弥富市	弥富市	孫宝排水土地改良区	宝川	1k000		○	28.00	
111	孫宝第2	弥富市	弥富市	孫宝排水土地改良区	宝川	1k000		○	19.80	
小計									57.33	※4
112	土吐川	あま市	あま市	福田川排水対策協議会	福田川 (普通土吐川)	9k600		○	5.00	

113	小切戸 〈小切戸1〉	あま市	あま市	小切戸湛水防除事業協議会	蟹江川	4k700	○		3.64	
114	小切戸第2	あま市	あま市	小切戸湛水防除事業協議会	蟹江川	4k700	○		2.56	
115	鯉橋	あま市	あま市	宝南悪水土地改良区	蟹江川	4k750	○		1.84	
116	鷹居	あま市	あま市	宝南悪水土地改良区	蟹江川	5k300	○		3.06	
117	神尾	あま市	あま市	蟹江大滞悪水土地改良区	蟹江川	5k600		○	0.65	
118	四ヶ村	あま市	あま市	宝南悪水土地改良区	蟹江川	6k400	○		1.05	
119	秋竹	あま市	あま市	秋竹排水機組合	小切戸川	3k200	○		0.91	
120	篠田	あま市	あま市	篠田悪水土地改良区	蟹江川	8k200	○		14.00	
121	篠田第2	あま市	あま市	篠田悪水土地改良区	蟹江川	9k350	○		10.70	
122	木田	あま市	あま市	木田排水機組合	蟹江川	9k500		○	1.70	
123	蜂須賀	あま市	あま市	蜂須賀区	目比川	2k500	○		1.90	
124	花ノ木	あま市	あま市	蜂須賀区	目比川	2k600		○	0.31	
125	甚目寺第1	あま市	あま市	福田川排水対策協議会	福田川	9k600		○	1.70	
126	新居屋橋	あま市	あま市	あま市	福田川	10k120	○		0.08	
127	甚目寺第3	あま市	あま市	福田川排水対策協議会	福田川	10k400		○	1.75	
128	新居屋	あま市	あま市	あま市	福田川	10k400		○	0.23	
129	甚目寺第2	あま市	あま市	福田川排水対策協議会	福田川	10k660	○		3.35	
小計									54.43	※4
130	西條	大治町	大治町	福田川排水対策協議会	福田川	7k300	○		2.56	
131	西條第1	大治町	大治町	大治町	福田川	7k300	○		1.64	
132	西條第3	大治町	大治町	大治町	福田川	7k550	○		1.50	
133	円楽寺	大治町	大治町	福田川排水対策協議会	福田川	8k300	○		(5.18)	R11年10月円楽寺排水機場供用開始後廃止予定
134	円楽寺(新)	大治町	大治町	福田川排水対策協議会	福田川	8k350	○			R11年10月切り替え予定(5.80 m <sup>3</sup> /s←5.18 m <sup>3</sup> /s)
135	小切戸西条	大治町	大治町	小切戸湛水防除事業協議会	福田川	8k300	○			

136	円楽寺	大治町	大治町	大治町	福田川	8k300	○		1.07	
137	円楽寺第2	大治町	大治町	福田川排水対策協議会	福田川	8k300	○		3.02	
138	西條小切戸川	大治町	—	愛知県(建設)	福田川	8k800	○		(7.30)	※2
小計									22.27	※4
139	鍋蓋新田(二)	蟹江町	蟹江町	鍋蓋水利組合	日光川	-1k000	○		0.32	
140	蟹江大滞	蟹江町	蟹江町	蟹江大滞悪水土地改良区	日光川	0k382	○		9.00	
141	蟹江大滞第3	蟹江町	蟹江町	蟹江大滞悪水土地改良区	日光川	0k464	○		9.00	
142	大海用	蟹江町	蟹江町	蟹江大滞悪水土地改良区	日光川	0k735	○		0.50	
143	大膳	蟹江町	蟹江町	日光川西悪水土地改良区	日光川	2k173	○		3.00	
144	観音寺	蟹江町	蟹江町	蟹江大滞悪水土地改良区	日光川	3k300	○		6.50	
145	鍋蓋新田	蟹江町	蟹江町	鍋蓋地区湛水防除協議会	善太川	0k000	○		1.40	
146	善太新	蟹江町	蟹江町	日光川西悪水土地改良区	善太川	2k000	○		23.49	
147	善太第3	蟹江町	蟹江町	日光川西悪水土地改良区	善太川	2k000	○		10.90	
148	善太第2	蟹江町	蟹江町	日光川西悪水土地改良区	善太川	2k000	○		13.00	
149	舟入	蟹江町	蟹江町	蟹江町土地改良区	蟹江川	0k950	○		1.45	
150	宝	蟹江町	蟹江町	蟹江町土地改良区	蟹江川	2K005	○		3.20	
151	本町舟入(四)	蟹江町	蟹江町	蟹江町土地改良区	蟹江川	2k000	○		2.50	
152	本町舟入(五)	蟹江町	蟹江町	蟹江町	蟹江川	2k000	○		0.27	
153	今	蟹江町	蟹江町	蟹江町土地改良区	蟹江川	3k000	○		1.50	
154	須成	蟹江町	蟹江町	小切戸湛水防除事業協議会	蟹江川	3k600	○		3.52	
155	蟹宝	蟹江町	蟹江町	小切戸湛水防除事業協議会	蟹江川	3k600	○		2.01	
小計									91.56	※4
156	両郷	飛鳥村	飛鳥村	飛鳥土地改良区	日光川	-4k000	○		0.44	
157	服岡	飛鳥村	飛鳥村	飛鳥土地改良区	日光川	-1k940	○		4.10	

小計		4.54	※4
合計		752.10	※4

- ※1 市町村とは、第7条に規定する「単位流域内の該当市町村」を言う。
- ※2 河川管理施設の排水機場のため、許可排水量ではないので括弧書きとする。
- ※3 排水機場の増強と廃止を一体として行っている場合、現況どのくらいの量の排水を行っているか把握するために、許可排水量の欄には括弧書きで現況の排水量を記入し、備考欄に許可排水量が把握できるようにする。
- ※4 排水量の小計、合計は括弧書きのものを含む。

(別表第三：第六条第1項関係) 基準地点

単位流域	日光川下流域	日光川上流域	戸田川流域
基準地点等	日光川内水位観測所	古瀬水位観測所	戸田水位観測所
位置	日光川 -4k/800	日光川 9k/800	戸田川 1k/050
設置場所	海部郡飛島村大字 梅之郷字宮東 日光川排水機場	愛西市古瀬町村前 14 番地先	名古屋市港区南陽町 大字茶屋後新田 字二ノ割 1275
管理者	愛知県海部建設事務所	愛知県海部建設事務所	愛知県尾張建設事務所

(別表第四：第六条第2項関係) 基準地点と排水調整対象流域

		基準地点		副基準地点
		日光川内水位観測所	古瀬水位観測所	戸田水位観測所
排水調整 対象流域	日光川下流域	●	—	—
	日光川上流域	—	●	—
	戸田川流域	—	—	●

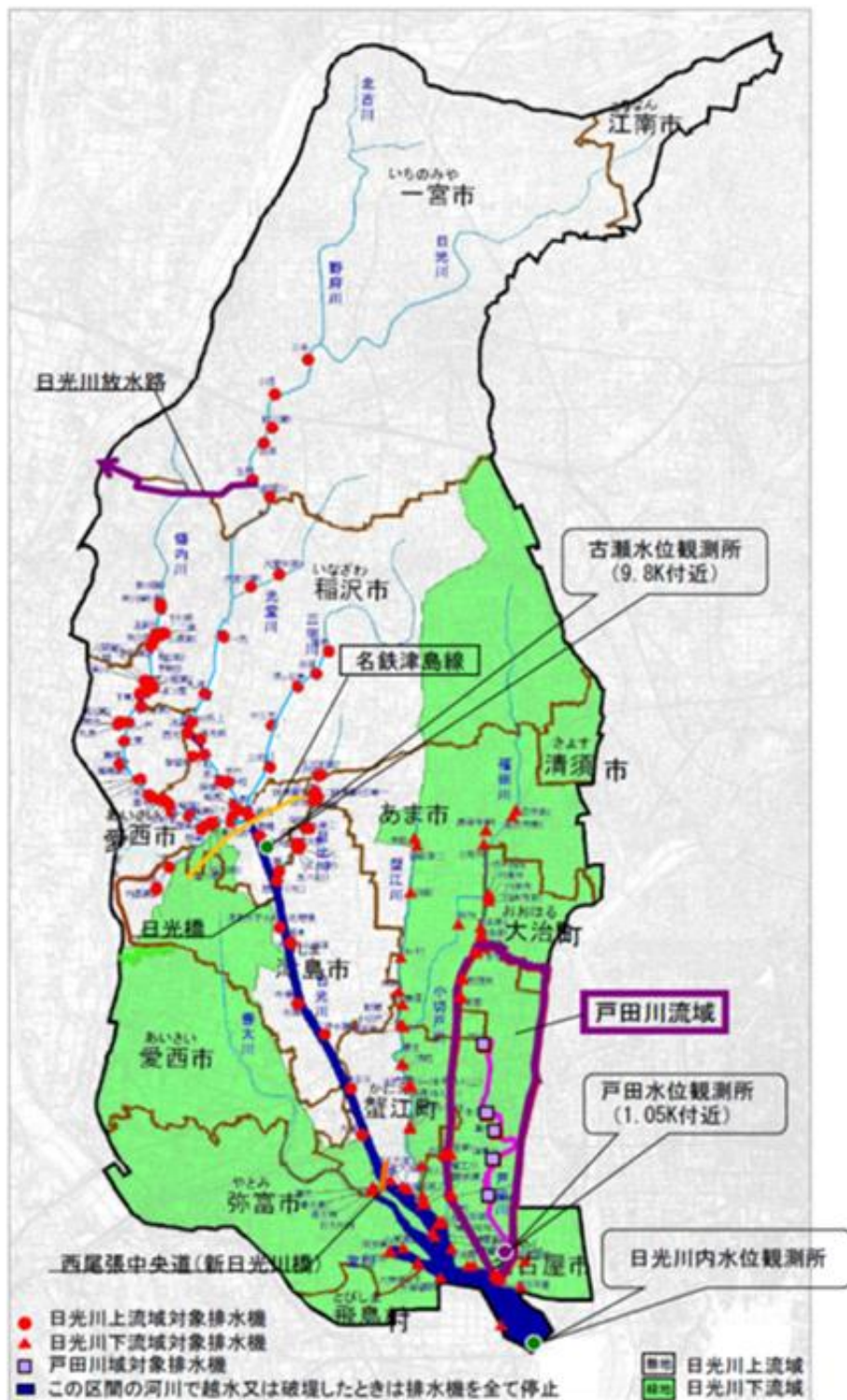
(別表第五：第七条第一項、第八条第一項、第九条第一項関係) 基準地点の基準水位

河川名	日光川		戸田川
基準地点	日光川内水位観測所	古瀬水位観測所	戸田水位観測所
準備水位	T. P. 1. 05m	T. P. 1. 5m	T. P. -1. 90m
停止水位	T. P. 1. 35m	T. P. 1. 8m	T. P. -1. 70m
排水再開水位	T. P. 1. 25m	T. P. 1. 65m	T. P. -1. 75m

(別表第六：第七条、第八条、第九条、第十条、第十一条関係) 通知等の様式一覧

通知等の 内容	条 項	基準地点		副基準地点
		日光川内水位 観測所	古瀬水位観測所	戸田水位観測所
準備	第七条	様式 1 - 1		様式 1 - 2
停止	第八条	第 1 項	様式 2 - 1	様式 2 - 3
		第 2 項	様式 2 - 2	
再開	第九条	第 1 項	様式 3 - 1	様式 3 - 4
解除	第九条	第 2 項	様式 3 - 2	様式 3 - 5
		第 3 項	様式 3 - 3	
通知等の 内容	条 項	排水調整報告		
停止	第八条	第 1 項	様式 4 - 1	様式 4 - 2
		第 2 項		
再開	第九条	第 1 項		様式 4 - 2
解除	第九条	第 2 項		様式 4 - 2
		第 3 項		

(別図：第八条第2項関係)



(戸田川に排水する内水排水機を除く。)  
排水機全数:157箇所



受報時間	受報者
月 日 時 分	

別紙 様式1-2

緊急連絡第\_\_\_\_号

令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日  
\_\_\_\_時\_\_\_\_分 発表

関係機関 殿

戸田川管理者  
名古屋市長 河村 たかし

戸田川流域の排水調整準備水位の通知

- 1 日光川流域排水調整副基準地点 戸田水位観測所 の水位が
- 2 令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日\_\_\_\_時\_\_\_\_分に
- 3 排水調整準備水位 T.P. - 1. 90 m に達しました。
- 4 排水調整準備対象流域は、 戸田川流域 です。

連絡先 名古屋市緑政土木局河川工務課  
電 話 052-972-2895  
ファックス 052-972-4165

- 注1 日光川流域排水対策調整連絡会議要綱に基づく水位情報通知です。  
2 このファックスを受報した者は直ちに上欄の受報時間等を記載してください。





受報時間	受報者
月 日 時 分	

別紙 様式2-2

## 緊急指令第\_\_\_\_号

令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日  
\_\_\_\_時\_\_\_\_分 発表

関係機関殿

河川管理者  
愛知県知事 大村 秀章

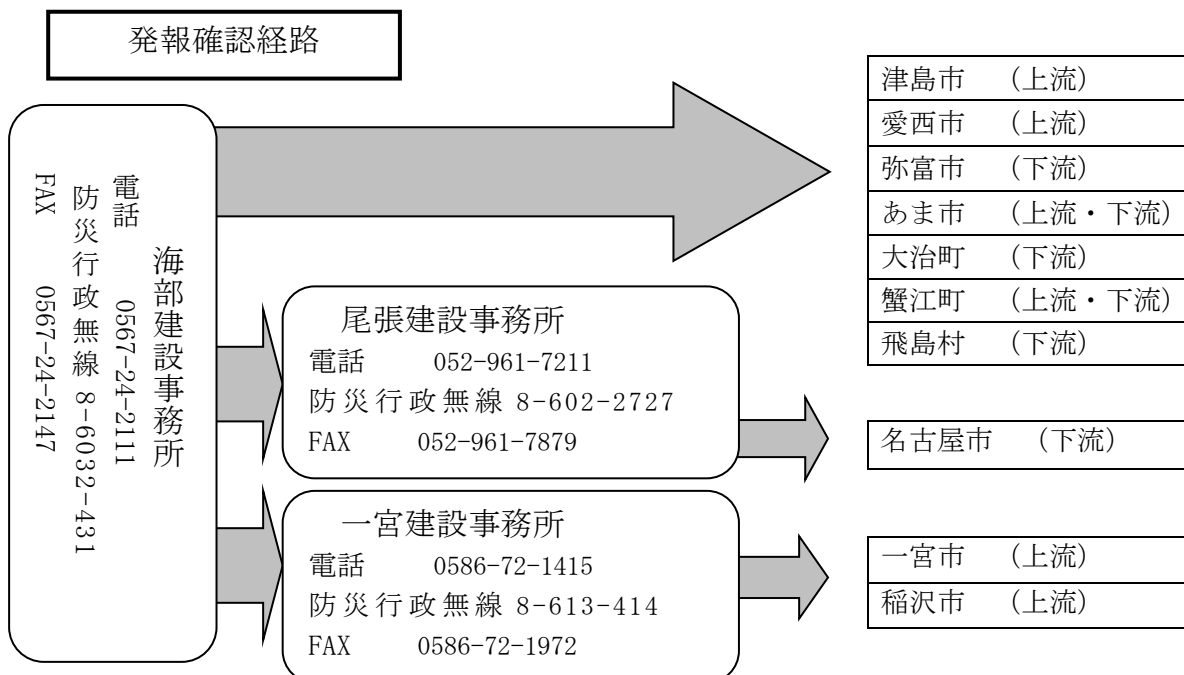
日光川流域の排水停止について

- 1 \_\_\_\_\_川\_\_\_\_\_地先\_\_\_\_\_において
- 2 令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日\_\_\_\_時\_\_\_\_分頃
- 3 { 越水 } しましたので
- { 破堤 }
- 4 日光川流域排水機の排水を停止することを命じます。
- 5 排水停止対象流域は、戸田川流域を除く全ての流域 です。
- 6 各市町村は、排水調整状況報告をお願いします。

連絡先 海部建設事務所  
電 話 0567-24-2111  
防災行政無線 8-6032-431  
ファックス 0567-24-2147

- 注1 日光川流域排水対策調整連絡会議要綱に基づく水位情報通知です。  
 2 このファックスを受報した者は直ちに上欄の受報時間等を記載してください。  
 3 各建設事務所は発報確認をしてください。  
 4 各市町村は措置後、排水調整状況報告(様式4)を提出してください。

### 発報確認経路



受報時間	受報者
月 日 時 分	

別紙 様式2-3

緊急連絡第\_\_\_\_号

令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日  
\_\_\_\_時\_\_\_\_分 発表

関係機関殿

戸田川管理者  
名古屋市長 河村 たかし

戸田川流域の排水停止水位の通知

- 1 日光川流域排水調整副基準地点 戸田水位観測所 の水位が
- 2 令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日\_\_\_\_時\_\_\_\_分に
- 3 排水停止水位 T.P.-1.70m に達しました。
- 4 排水停止対象流域は、 戸田川流域 です。
- 5 関係機関は、排水調整状況報告をお願いします。

連絡先 名古屋市緑政土木局河川工務課  
電話 052-972-2895  
ファックス 052-972-4165

- 注1 日光川流域排水対策調整連絡会議要綱に基づく水位情報通知です。
- 2 このファックスを受報した者は直ちに上欄の受報時間等を記載してください。
  - 3 受報機関は状況確認をしてください。
  - 4 戸田川管理者は措置後、排水調整状況報告(様式4)を提出してください。

受報時間	受報者
月 日 時 分	

別紙 様式3-1

緊急連絡第\_\_\_\_号

令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日  
\_\_\_\_時\_\_\_\_分 発表

関係機関殿

河川管理者  
愛知県知事 大村 秀章

日光川流域の排水再開水位の通知

日光川内水位観測所

1 日光川流域排水調整基準地点 の水位が

古瀬水位観測所

2 令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日\_\_\_\_時\_\_\_\_分に

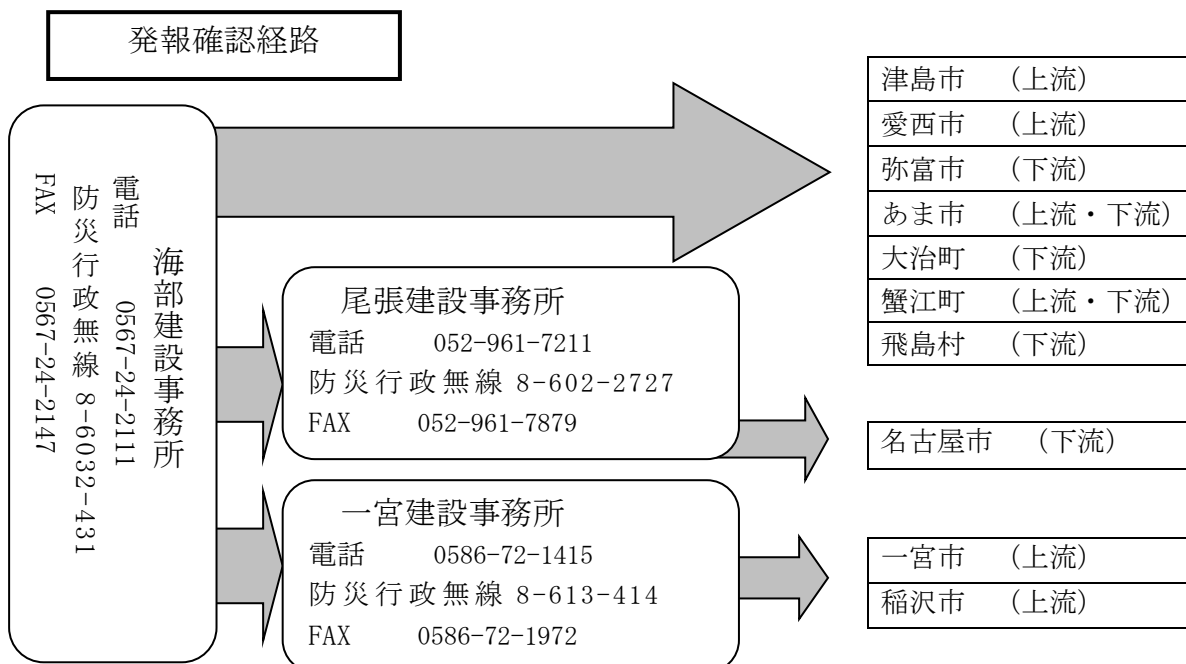
3 排水再開水位 { T.P. 1. 25m } を下回りましたので、排水機の運転が再開できます。  
                  { T.P. 1. 65m }

4 排水停止対象流域は、 { 日光川下流域 }  
                                  { 日光川上流域 } です。

5 各市町村は、排水調整状況報告をお願いします。

連絡先 海部建設事務所  
電話 0567-24-2111  
防災行政無線 8-6032-431  
ファックス 0567-24-2147

- 注1 日光川流域排水対策調整連絡会議要綱に基づく水位情報通知です。  
2 このファックスを受報した者は直ちに上欄の受報時間等を記載してください。  
3 各建設事務所は発報確認をしてください。  
4 各市町村は措置後、排水調整状況報告(様式4)を提出してください。





受報時間	受報者
月 日 時 分	

別紙 様式3-3

## 緊急指令第\_\_号

令和\_\_年\_\_月\_\_日  
\_\_時\_\_分 発表

関係機関 殿

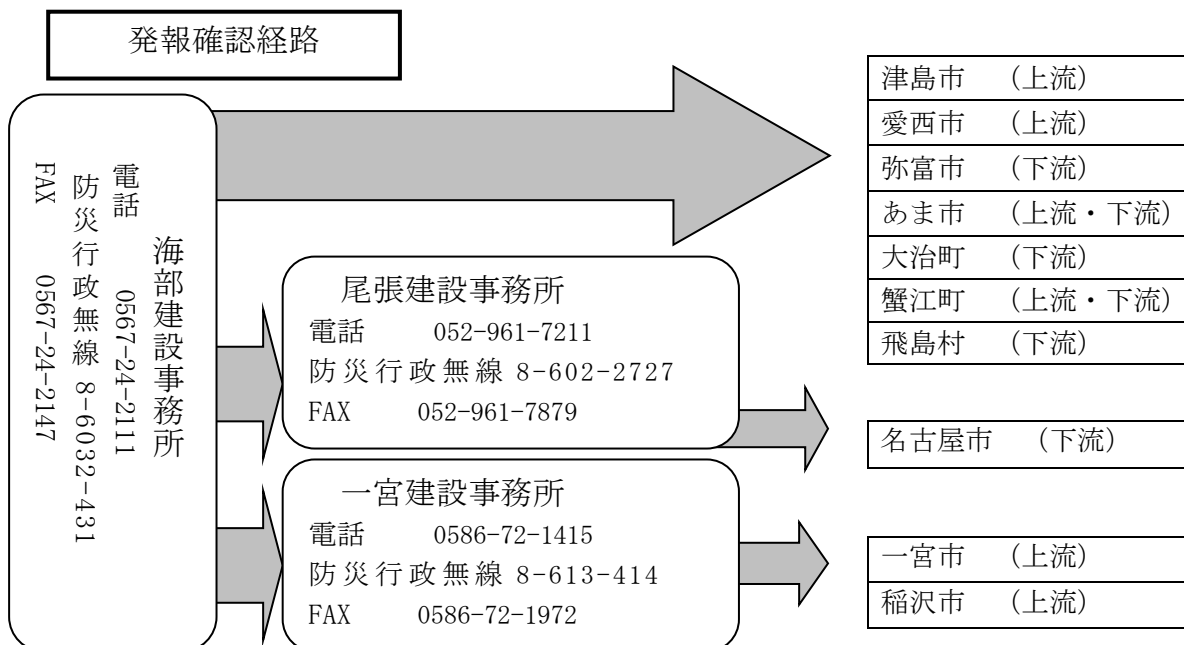
河川管理者  
愛知県知事 大村 秀章

### 日光川流域の排水停止の解除（排水再開）について

- 1 \_\_川\_\_地先\_\_において
- 2 令和\_\_年\_\_月\_\_日\_\_時\_\_分頃
- 3 { 越水 }  
{ 破堤 } に対する応急復旧が完了し、なおかつ、河川の水位が低下し排水機の運転による破堤箇所などからの浸水のおそれなくなったので、排水機の排水停止措置を解除します。したがって、排水機の運転が再開できます。
- 4 排水調整停止解除対象流域は、戸田川流域を除く全ての流域 です。
- 5 各市町村は、排水調整状況報告をお願いします。

連絡先 海部建設事務所  
電 話 0567-24-2111  
防災行政無線 8-6032-431  
ファックス 0567-24-2147

- 注1 日光川流域排水対策調整連絡会議要綱に基づく水位情報通知です。  
2 このファックスを受報した者は直ちに上欄の受報時間等を記載してください。  
3 各建設事務所は発報確認をしてください。  
4 各市町村は措置後、排水調整状況報告(様式4)を提出してください。



受報時間	受報者
月 日 時 分	

別紙 様式3-4

緊急連絡第\_\_\_\_号

令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日  
\_\_\_\_時\_\_\_\_分 発表

関係機関殿

戸田川管理者  
名古屋市長 河村 たかし

戸田川流域の排水再開水位の通知

- 1 日光川流域排水調整副基準地点 戸田水位観測所 の水位が
- 2 令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日\_\_\_\_時\_\_\_\_分に
- 3 排水再開水位 T. P. - 1. 7 5 m を下回りましたので、排水機の運転が再開できます。
- 5 排水停止対象流域は、 戸田川流域 です。
- 6 関係機関は、排水調整状況報告をお願いします。

連絡先 名古屋市緑政土木局河川工務課  
電 話 052-972-2895  
ファックス 052-972-4165

- 注1 日光川流域排水対策調整連絡会議要綱に基づく水位情報通知です。
- 2 このファックスを受報した者は直ちに上欄の受報時間等を記載してください。
  - 3 受報機関は状況確認をしてください。
  - 4 戸田川管理者は措置後、排水調整状況報告(様式4)を提出してください。

受報時間	受報者
月 日 時 分	

別紙 様式 3 - 5

緊急連絡第\_\_\_\_号

令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日  
\_\_\_\_時\_\_\_\_分 発表

関係機関殿

戸田川管理者  
名古屋市長 河村 たかし

戸田川流域の排水調整準備水位に係る通知

- 1 日光川流域排水調整副基準地点 戸田水位観測所 の水位が
- 2 令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日\_\_\_\_時\_\_\_\_分に
- 3 排水調整準備水位 T. P. - 1. 90 m を下回りましたので、排水調整準備は、解除になります。
- 4 排水調整準備対象流域は、 戸田川流域 です。

連絡先 名古屋市緑政土木局河川工務課  
電 話 052-972-2895  
ファックス 052-972-4165

- 注1 日光川流域排水対策調整連絡会議要綱に基づく水位情報通知です。  
2 このファックスを受報した者は直ちに上欄の受報時間等を記載してください。



河川管理者 愛知県知事 殿

(市町村長) \_\_\_\_\_

日光川流域の排水調整状況について(第 報)

令和 年 月 日 時 分現在の管内排水機の排水調整状況は下記のとおりです。

区分	番号	排水機場名	運転停止日時	運転再開日時	備考
日光川下流域		排水機場	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場	日 時 分停止	日 時 分再開	
日光川上流域		排水機場	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場	日 時 分停止	日 時 分再開	
合計		排水機場	排水機場	排水機場	

報告担当者 \_\_\_\_\_市役所(町・村役場) \_\_\_\_\_課 氏名 \_\_\_\_\_

連絡先 電話番号 \_\_\_\_\_

- 注 1 本表番号欄、排水機場名は、日光川流域排水調整要綱別表第一の記載と一致させること。
- 2 報告担当連絡先は現在確実に連絡できる電話番号を記載すること。
- 3 再開報告にあたっては、停止報告時の報告書の運転再開日時欄に記入し、第二報等とすること。

令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

戸田川管理者 \_\_\_\_\_

殿

(河川管理者 愛知県知事)

(排水機管理者) \_\_\_\_\_

(戸田川管理者 \_\_\_\_\_)

日光川流域の排水調整状況について(第 報)

令和 年 月 日 時 分現在の管内排水機の排水調整状況は下記のとおりです。

区分	番号	排水機場名	運転停止日時	運転再開日時	備考
戸田川流域		排水機場	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場	日 時 分停止	日 時 分再開	
合計		排水機場	排水機場	排水機場	

報告担当者 \_\_\_\_\_市役所(町・村役場) \_\_\_\_\_課 氏名 \_\_\_\_\_

連絡先 電話番号 \_\_\_\_\_

注 1 本表番号欄、排水機場名は、日光川流域排水調整要綱別表第一の記載と一致させること。

2 報告担当連絡先は現在確実に連絡できる電話番号を記載すること。

3 再開報告にあたっては、停止報告時の報告書の運転再開日時欄に記入し、第二報等とすること。

4 戸田川管理者から河川管理者へ報告する場合は、( )内の名称を使用すること。

## (2) 日光川流域排水対策調整連絡会議要綱

### (目的)

第一条 二級河川日光川流域において、河川の越水及び破堤による氾濫のおそれがあるとき、「日光川流域排水調整要綱」(平成22年7月1日制定)に基づき、河川及び内水の排水のために設置された排水機の運転調整(以下「排水調整」という。)を実施するために必要となる防災及び水防機関への通知並びに情報の伝達、収集を円滑に実施することを目的に日光川流域排水対策調整連絡会議(以下「連絡会議」という)を設置する。

### (連絡会議の職務)

第二条 連絡会議は前条の目的を達成するため、以下の事項について定める。

- 一 防災、水防に関する関係機関相互の情報の収集、伝達方法
- 二 河川管理者が発した排水調整の発令などの通知、伝達方法及び通知先機関
- 三 前各号に掲げるもののほか、排水調整を実施することにより必要となる事項

### (組織)

第三条 連絡会議は、別表に掲げる行政機関の職にあるものにより構成する。

- 2 連絡会議には、会長を置く。
- 3 連絡会議には、副会長を置く。
- 4 連絡会議には事務局を置く。

### (会長等)

第四条 連絡会議の会長は、愛知県建設局河川課長とする。

- 2 連絡会議の副会長は、愛知県海部建設事務所流域調整監とする。会長に事故があるときは、副会長が会長の職務を代行する。
- 3 会長は議事その他の会務を総括する。

### (連絡会議の開催)

第五条 連絡会議の開催は、会長が招集する。

### (事務局)

第六条 連絡会議の事務局は、愛知県建設局河川課におく。

- 2 事務局は、会長の指示により連絡会議の会務を処理する。

### (雑則)

第七条 この要綱に定めるもののほか、連絡会議の運営に必要な事項は別に定めることができるものとする。

- 2 この連絡会議において定めた事項は、各市町村が定める地域防災計画及び水防計画に記載し、関係者に周知を図るものとする。

### 附 則

この要綱は平成22年7月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は平成23年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は平成25年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は令和2年3月6日から施行する。

<別表>

機関	部局	官職
愛知県	防災安全局	災害対策課長
	農林基盤局 農地部	農地計画課長
	建設局	河川課長（会長）
	尾張県民事務所	防災保安課長
	同海部県民センター	県民安全防災課長
	尾張農林水産事務所	建設課長
	同一宮支所	同上
	海部農林水産事務所	同上
	尾張建設事務所	維持管理課長
	一宮建設事務所	同上
	海部建設事務所	流域調整監（副会長）
	名古屋市	防災・水防部局
一宮市	同上	同上
津島市	同上	同上
江南市	同上	同上
稲沢市	同上	同上
愛西市	同上	同上
清須市	同上	同上
弥富市	同上	同上
あま市	同上	同上
大治町	同上	同上
蟹江町	同上	同上
飛島村	同上	同上
愛知県尾張水害予防組合		事務局長
海部地区水防事務組合		同上

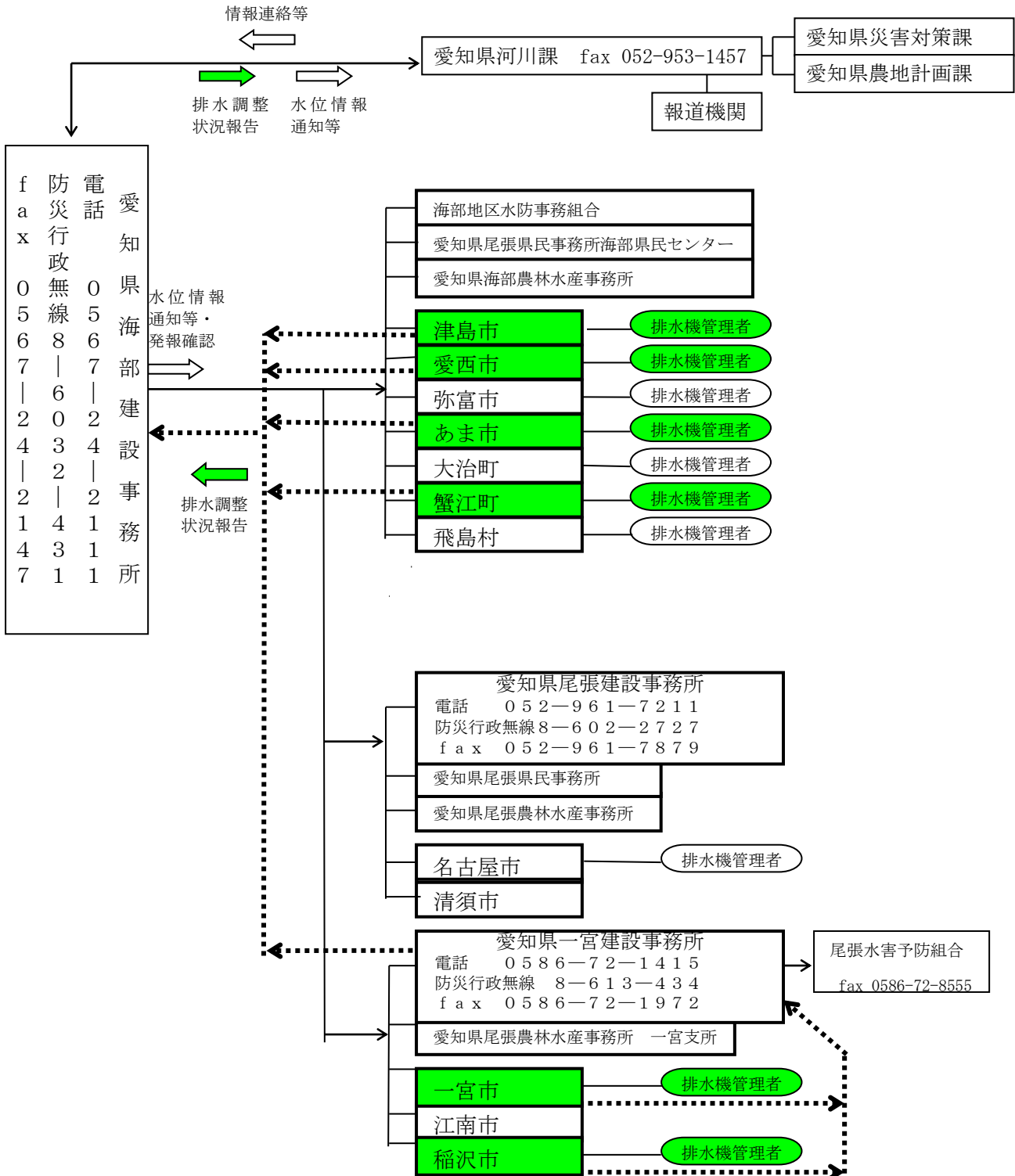


日光川流域の排水調整の通知・伝達系統図

<日光川上流域（古瀬水位観測所）>

□の市町及び各機関は愛知県高度情報通信ネットワーク（FAX一斉指令）により直接海部建設事務所から水位情報等の通知がある。

■の市町は排水調整対象の排水機があり、県に対し排水調整報告を行う。

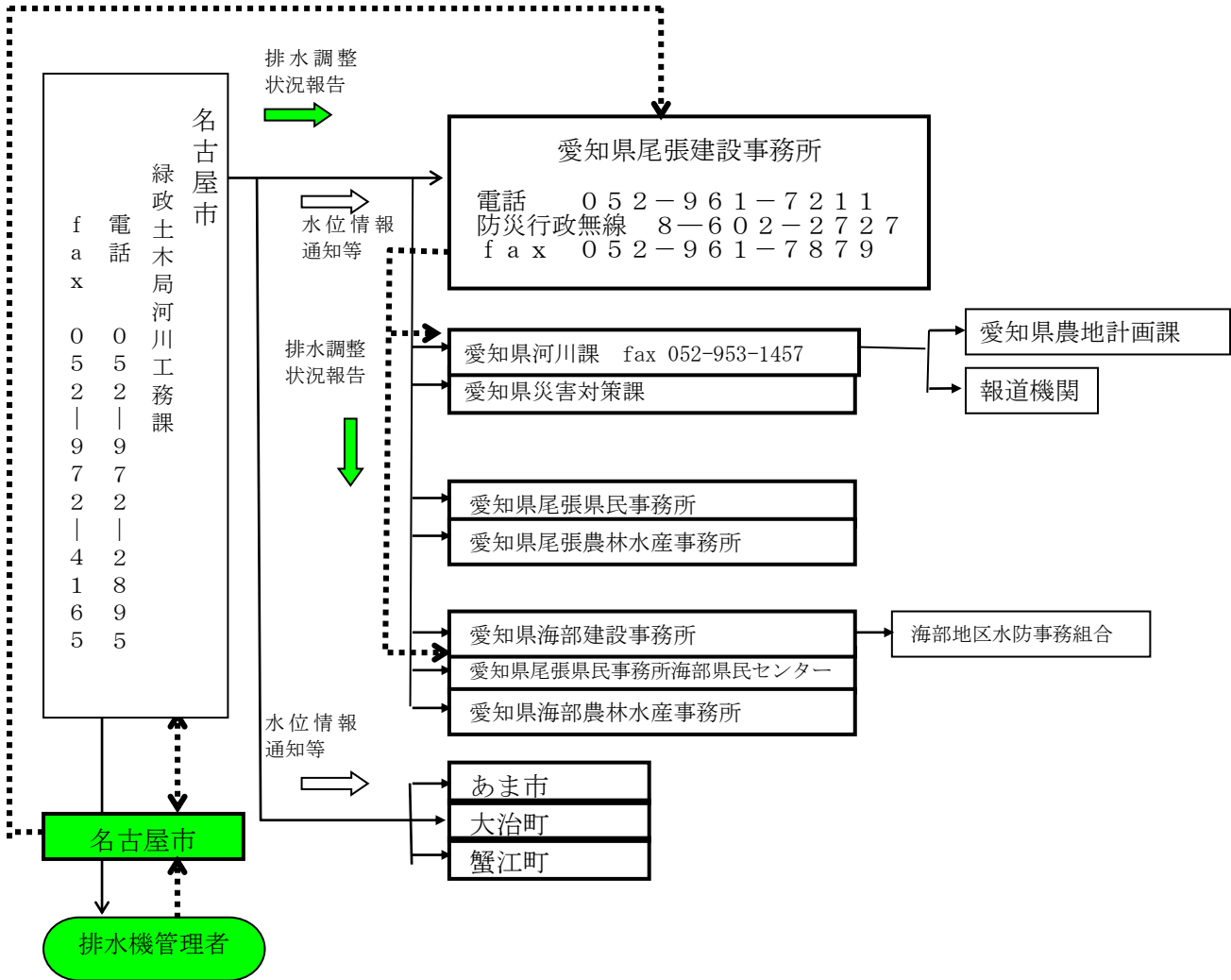


例 水位情報通知等は海部建設事務所から全機関に発信されますが、その発報確認は、一宮建設事務所の管内については、排水機がある市に対して一宮建設事務所が行い、一宮建設事務所はその旨を海部建設事務所へ報告する。排水状況報告も同じ経路により行う。

日光川流域の排水調整の通知・伝達系統図

<戸田川流域（戸田水位観測所）>

□の愛知県各機関及び関係市町は愛知県高度情報通信ネットワーク（FAX一斉指令）により名古屋市河川工務課から水位情報等の通知がある。



例 水位情報通知等は名古屋市から排水機管理者と県関係機関及び関係市町に発信します。  
排水状況報告は名古屋市から愛知県尾張建設事務所へ行い、愛知県尾張建設事務所は愛知県建設局河川課及び愛知県海部建設事務所へ報告する。

#### 4 境川流域排水調整要綱

##### (1) 境川流域排水調整要綱

(排水調整の目的)

第一条 二級河川境川流域及び猿渡川流域において、流域の排水のために設置された排水機の排水調整は、現在の河川の整備水準を上回る洪水に見舞われた際、外水氾濫による沿川の甚大な浸水被害の発生を回避し、人的被害の防止並びに財産及び経済的被害を軽減することを目的として実施するものである。

(用語の定義)

第二条 この要綱で用いる用語は、以下のように定義する。

- 一 排水機 流域内の降雨に対し一定の計画規模内で浸水被害の解消を目的に設置された排水機をいう。排水機には、河川管理者が管理する河川排水機及び河川管理者以外の者が管理する内水排水機が存する。
- 二 排水調整 現在の河川の整備水準を上回る洪水時に排水機の運転を調整し、河川への排水を停止することをいう。
- 三 河川の整備水準 洪水を安全に流下させる河川の疎通能力をいう。
- 四 外水氾濫 河川からの越水又は破堤などにより、河川を流下する洪水が沿川の流域に流出して浸水することをいう。
- 五 停止水位 河川水位が当該の水位に到達した場合に、排水調整を行う水位をいう。  
再開水位 排水調整を行ったのち、河川水位が当該の水位を下回った場合に、排水調整を解除し、排水機の排水を再開する水位をいう。

(排水調整の法的根拠並びに発令を行う者)

第三条 排水調整は、河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第一条及び第二条の規定に基づく河川管理及び排水機の管理者が排水機の操作の一環として実施する。

2 河川からの越水及び破堤が生じた場合の排水調整は河川管理者が発令する。

(対象流域)

第四条 この要綱に基づき、排水調整を行う流域は、二級河川境川水系境川流域及び二級河川猿渡川水系猿渡川流域とする。

(対象排水機)

第五条 排水調整を行う排水機は、二級河川に排水を行う別表1に示す排水機とする。

(排水調整の実施)

第六条 各排水機地点の水位が別表1に示す停止水位に到達したとき、排水機管理者は、排水調整を実施するものとする。

2 河川からの越水又は破堤が発生したとき、越水又は破堤した地点から基本として上流の排水機の排水調整を実施するものとする。なお、対象となる排水機管理者に対しては、河川管理者が排水調整を発令するものとする。

(排水調整の解除)

第七条 前条第1項により排水調整を実施した場合は、各地点の水位が別表1に示す再開水位を下回ったとき、排水を再開できるものとする。

2 前条第2項により排水調整を実施した場合は、越水又は破堤した箇所の応急復旧が完了し



たとき、若しくは河川の水位が低下し排水機の運転による破堤箇所などからの浸水のおそれ  
なくなったときに、河川管理者から排水機管理者に再開が可能となった旨を通知するものとする。

(情報伝達及び報告)

第八条 排水機の運転調整にかかる連絡体制は別紙1のとおりとする。

2 排水調整を実施した場合は、排水調整及び再開について、排水機の管理者は別紙1の  
とおり速やかに河川管理者に報告するものとする。

(通知及び発令等の内容)

第九条 排水機の排水調整の発令等の内容は、別表2のとおりとする。

(操作規則)

第十条 第十一条の規定に基づき、各排水機管理者は、運転調整の内容を明記した操作規則  
を制定後、河川法第二十六条第一項の許可を受けるものとする。

(経過措置)

第十一条 この要綱は、境川流域、猿渡川流域に排水することを目的として設置する排水機  
に定められる操作規則に規定するものとする。ただし、既設の排水機にあっては、操作規  
則に定めるまでの間の操作にも適用するものとする。

(準用河川及び普通河川について)

第十二条 準用河川及び普通河川については、それぞれの管理者が、この要綱に準じて措置  
を講ずるものとする。

(雑則)

第十三条 この要綱に定めるもののほか、排水機の排水調整に必要な事項は境川・猿渡川流  
域水害対策協議会において定めるものとする。

2 この要綱に定める内容に疑義が生じた場合、または河川改修の進捗、気象状況及び排水  
調整の実態等の変化によりこの要綱を変更する必要がある場合には、境川・猿渡川流域  
水害対策協議会に諮り適宜変更するものとする。

附 則

この要綱は、令和2年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年6月7日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年5月25日から施行する。

別表 1

排水先河川名			排水機場名	管理者		設置年	排水機場位置			ポンプ操作に係る水位		
							排水先河川	距離標 (km)	現況排水量 (m <sup>3</sup> /s)	排水調整ポンプ停止水位 (T.P.m)	排水調整ポンプ再開水位 (T.P.m)	
本川	一次支川	二次支川										
境川			境-01	村木江川排水機場	東浦町	農業振興課	H元	境川	2.000	4.000	2.76	2.56
			境-02	五ヶ村川第二排水機場	大府市	水緑公園課	H20	境川	3.900	3.700	3.65	3.45
			境-03	横根川排水機場	大府市	水緑公園課	S61	境川	4.000	8.700	3.65	3.45
			境-04	五ヶ村川第三排水機場	大府市	水緑公園課	S48	境川	6.800	7.000	5.27	5.07
			境-05	今川排水機場	刈谷市	雨水対策課	S54	境川	7.400	10.600	5.73	5.53
			境-06	発杭川排水機場	愛知県	知立建設事務所	H16	境川	8.300	15.300	6.59	6.39
			境-07	阿野排水機場	豊明市	土木課	H14	境川	8.800	3.300	5.82	5.62
			境-08	大久伝排水機場	豊明市	土木課	S49	境川	11.400	9.160	11.38	11.18
			境-09	井ヶ谷排水機場	刈谷市	雨水対策課	S58	境川	12.200	2.000	13.52	13.32
			境-11	福田第2雨水ポンプ場	みよし市	下水道課	H29	境川	14.902	2.070	19.62	19.42
			石ヶ瀬川			石-01	森岡ポンプ場	東浦町	上下水道課	H22	石ヶ瀬川	0.708
石-02	島田排水機場	大府市				水緑公園課	H13	石ヶ瀬川	1.800	0.340	5.17	4.97
石-03	深田ポンプ場	大府市				水道工務課	H12	石ヶ瀬川	2.312	0.770	6.12	5.92
鞍流瀬川			鞍-01	江端ポンプ場	大府市	水道工務課	S63	鞍流瀬川	0.120	6.150	5.38	5.18
			鞍-02	伊勢木ポンプ場	大府市	水道工務課	H16	鞍流瀬川	1.430	4.010	7.43	7.23
正戸川			正-01	大脇排水機場	豊明市	土木課	H13	正戸川	0.200	3.150	5.30	5.10
境川	逢妻川		逢-01	中市流作新田排水機場	刈谷市	雨水対策課	R2	逢妻川	0.300	2.600	3.65	3.45
			逢-02	市原ポンプ場	刈谷市	雨水対策課	S57	逢妻川	1.900	3.083	3.65	3.45
			逢-03	亀城ポンプ場	刈谷市	雨水対策課	S54	逢妻川	2.300	3.083	3.65	3.45
			逢-04	熊排水機場	刈谷市	雨水対策課	S53	逢妻川	3.000	0.267	3.65	3.45
			逢-05	弁天排水機場	刈谷市	雨水対策課	S53	逢妻川	3.300	2.420	3.65	3.45
			逢-06	弁天第二排水機場	刈谷市	雨水対策課	H16	逢妻川	3.400	8.130	3.65	3.45
			逢-07	高津波排水機場(移設建替)	刈谷市	雨水対策課	H18	逢妻川	3.400	0.230	3.65	3.45
			逢-08	小山排水機場(一部建替)	刈谷市	雨水対策課	S45	逢妻川	4.900	1.740	3.80	3.60
			逢-09	九郎兵衛排水機場	刈谷市	雨水対策課	S57	逢妻川	5.500	0.320	3.80	3.60
			逢-10	泉田排水機場(移設建替)	刈谷市	雨水対策課	H16	逢妻川	5.950	2.950	4.20	4.00
			逢-11	馬瀬口排水機場	刈谷市	雨水対策課	S55	逢妻川	7.650	0.620	4.82	4.62
			逢-12	新馬瀬口排水機場	刈谷市	雨水対策課	H18	逢妻川	7.650	3.700	4.82	4.62
			逢-13	水千川排水機場	愛知県	知立建設事務所	S57	逢妻川	8.500	7.500	5.17	4.97
			逢-14	流れ川第1排水機場	愛知県	知立建設事務所	S57	逢妻川	8.440	3.000	5.17	4.97
			逢-15	流れ川第2排水機場	愛知県	知立建設事務所	H9	逢妻川	8.750	6.000	5.31	5.11
			逢-16	落合ポンプ場	知立市	下水道課	S56	逢妻川	9.720	3.633	5.73	5.53
			逢-17	丸坪排水ポンプ	知立市	土木課	H4	逢妻川	10.320	0.092	5.98	5.78
	逢妻女川		女-01	不毛排水機場	豊田市	農地整備課	S42	逢妻女川	0.600	0.120	6.61	6.41
境川	五ヶ村川		五-01	成実新田排水機場	東浦町	農業振興課	H11	五ヶ村川	0.200	5.300	2.13	1.93
			五-02	緒川第二排水機場	東浦町	農業振興課	S50	五ヶ村川	0.900	1.840	2.23	2.03
			五-03	緒川ポンプ場	東浦町	上下水道課	H16	五ヶ村川	0.950	5.100	3.65	3.45
			五-04	辰新田排水機場	東浦町	農業振興課	S61	五ヶ村川	1.000	0.500	2.25	2.05
			五-05	五ヶ村川第一排水機場	東浦町	農業振興課	H8	五ヶ村川	1.200	6.400	2.29	2.09
猿渡川			猿-01	前新田排水機場	刈谷市	雨水対策課	S58	猿渡川	0.300	2.600	3.65	3.45
			猿-03	北浦排水機場	刈谷市	雨水対策課	S55	猿渡川	0.800	1.560	3.65	3.45
			猿-04	神明排水機場	刈谷市	雨水対策課	H18	猿渡川	2.100	1.800	3.65	3.45
			猿-05	五新田排水機場	刈谷市	雨水対策課	H14	猿渡川	2.500	1.100	3.65	3.45
			猿-06	高須排水機場	刈谷市	雨水対策課	H7	猿渡川	2.700	1.100	3.65	3.45
			猿-07	三ツ又排水機場	刈谷市	雨水対策課	H20	猿渡川	3.600	1.200	3.65	3.45
			猿-08	重原排水機場	刈谷市	雨水対策課	S55	猿渡川	4.000	0.120	3.65	3.45
			下り松川			下-01	天王排水機場	刈谷市	雨水対策課	S53	下り松川	0.800
			下-02	高松排水機場	刈谷市	雨水対策課	S53	下り松川	2.300	1.040	2.92	2.72

(別表 2 : 第六條、第七條、第八條、第九條關係) 傳達様式一覽

傳達内容	条 項		排水調整 発令・通知	排水調整報告
停止	第六條	第 1 項	—	様式 3
		第 2 項	様式 1 - 1 ~ 8	
解除	第七條	第 1 項	—	様式 3
		第 2 項	様式 2 - 1 ~ 8	

受報時間	受報者
月 日 時 分	

別紙 様式1-1

緊急指令第\_\_号

令和\_\_年\_\_月\_\_日  
\_\_時\_\_分 発表

関係機関 殿

河川管理者  
愛知県知事 大村 秀章

境川流域（境川）の排水停止について

- 1 \_\_\_\_川\_\_\_\_地先\_\_\_\_において
- 2 令和\_\_年\_\_月\_\_日\_\_時\_\_分頃
- 3 越水・破堤 しましたので
- 4 境川の\_\_\_\_から上流の
- 5 排水機の排水を停止することを命じます。
- 6 各排水機管理者は、排水機調整状況報告をお願いします。

連絡先 知立建設事務所  
電話 0566-82-6461  
防災行政無線 8-617-458  
ファックス 0566-82-3226

- 注1 境川流域排水調整要綱に基づく通知です。
- 2 このファックスを受報した者は直ちに上欄の受報時間等を記載してください。
  - 3 次の機関は発報確認すると共に、各市町村は措置後、排水機調整状況報告(様式3)を提出してください。

受報時間	受報者
月 日 時 分	

別紙 様式1-2

緊急指令第\_\_号

令和\_\_年\_\_月\_\_日  
\_\_時\_\_分 発表

関係機関 殿

河川管理者  
愛知県知事 大村 秀章

境川流域（石ヶ瀬川）の排水停止について

- 1 \_\_\_\_川\_\_\_\_地先\_\_\_\_において
- 2 令和\_\_年\_\_月\_\_日\_\_時\_\_分頃
- 3 越水・破堤 しましたので
- 4 石ヶ瀬川の\_\_\_\_から上流の
- 5 排水機の排水を停止することを命じます。
- 6 各排水機管理者は、排水機調整状況報告をお願いします。

連絡先 知多建設事務所  
電話 0569-21-9075  
防災行政無線 8-617-426  
ファックス 0569-21-3232

- 注1 境川流域排水調整要綱に基づく通知です。
- 2 このファックスを受報した者は直ちに上欄の受報時間等を記載してください。
  - 3 次の機関は発報確認すると共に、各市町村は措置後、排水機調整状況報告(様式3)を提出してください。

受報時間	受報者
月 日 時 分	

別紙 様式1-3

緊急指令第\_\_号

令和\_\_年\_\_月\_\_日  
\_\_時\_\_分 発表

関係機関 殿

河川管理者  
愛知県知事 大村 秀章

境川流域（鞍流瀬川）の排水停止について

- 1 \_\_\_\_川\_\_\_\_地先\_\_\_\_において
- 2 令和\_\_年\_\_月\_\_日\_\_時\_\_分頃
- 3 越水・破堤 しましたので
- 4 鞍流瀬川の\_\_\_\_から上流の
- 5 排水機の排水を停止することを命じます。
- 6 各排水機管理者は、排水機調整状況報告をお願いします。

連絡先 知多建設事務所  
電話 0569-21-9075  
防災行政無線 8-617-426  
ファックス 0569-21-3232

注1 境川流域排水調整要綱に基づく通知です。

2 このファックスを受報した者は直ちに上欄の受報時間等を記載してください。

3 次の機関は発報確認すると共に、各市町村は措置後、排水機調整状況報告(様式3)を提出してください。

受報時間	受報者
月 日 時 分	

別紙 様式1-4

緊急指令第\_\_\_\_号

令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日  
\_\_\_\_時\_\_\_\_分 発表

関係機関 殿

河川管理者  
愛知県知事 大村 秀章

境川流域（正戸川）の排水停止について

- 1 \_\_\_\_\_川\_\_\_\_\_地先\_\_\_\_\_において
- 2 令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日\_\_\_\_時\_\_\_\_分頃
- 3 越水 ・ 破堤 しましたので
- 4 正戸川の \_\_\_\_\_から上流の
- 5 排水機の排水を停止することを命じます。
- 6 各排水機管理者は、排水機調整状況報告をお願いします。

連絡先 尾張建設事務所  
電 話 052-961-7211  
防災行政無線 8-602-2727  
ファックス 052-961-7879

注1 境川流域排水調整要綱に基づく通知です。

2 このファックスを受報した者は直ちに上欄の受報時間等を記載してください。

3 次の機関は発報確認すると共に、各市町村に措置後、排水機調整状況報告(様式3)を提出してください。

受報時間	受報者
月 日 時 分	

別紙 様式1-5

緊急指令第\_\_\_\_号

令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日  
\_\_\_\_時\_\_\_\_分 発表

関係機関 殿

河川管理者  
愛知県知事 大村 秀章

境川流域（逢妻川）の排水停止について

- 1 \_\_\_\_\_川\_\_\_\_\_地先\_\_\_\_\_において
- 2 令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日\_\_\_\_時\_\_\_\_分頃
- 3 越水 ・ 破堤 しましたので
- 4 逢妻川の \_\_\_\_\_から上流の
- 5 排水機の排水を停止することを命じます。
- 6 各排水機管理者は、排水機調整状況報告をお願いします。

連絡先 知立建設事務所  
電話 0566-82-6461  
防災行政無線 8-617-458  
ファックス 0566-82-3226

注1 境川流域排水調整要綱に基づく通知です。

2 このファックスを受報した者は直ちに上欄の受報時間等を記載してください。

3 次の機関は発報確認すると共に、各市町村に措置後、排水機調整状況報告(様式3)を提出してください。



受報時間	受報者
月 日 時 分	

別紙 様式1-6

緊急指令第\_\_\_\_号

令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日  
\_\_\_\_時\_\_\_\_分 発表

関係機関 殿

河川管理者  
愛知県知事 大村 秀章

境川流域（逢妻女川）の排水停止について

- 1 \_\_\_\_\_川\_\_\_\_\_地先\_\_\_\_\_において
- 2 令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日\_\_\_\_時\_\_\_\_分頃
- 3 越水・破堤 しましたので
- 4 逢妻女川の \_\_\_\_\_から上流の
- 5 排水機の排水を停止することを命じます。
- 6 各排水機管理者は、排水機調整状況報告をお願いします。

連絡先 豊田加茂建設事務所  
電話 0565-35-9319  
防災行政無線 8-618-428  
ファックス 0565-35-1648

注1 境川流域排水調整要綱に基づく通知です。

2 このファックスを受報した者は直ちに上欄の受報時間等を記載してください。

3 次の機関は発報確認すると共に、各市町村に措置後、排水機調整状況報告(様式3)を提出してください。

受報時間	受報者
月 日 時 分	

別紙 様式1-7

緊急指令第\_\_\_\_号

令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日  
\_\_\_\_時\_\_\_\_分 発表

関係機関 殿

河川管理者  
愛知県知事 大村 秀章

境川流域（五ヶ村川）の排水停止について

- 1 \_\_\_\_\_川\_\_\_\_\_地先\_\_\_\_\_において
- 2 令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日\_\_\_\_時\_\_\_\_分頃
- 3 越水 ・ 破堤 しましたので
- 4 五ヶ村川の \_\_\_\_\_から上流の
- 5 排水機の排水を停止することを命じます。
- 6 各排水機管理者は、排水機調整状況報告をお願いします。

連絡先 知多建設事務所  
電 話 0569-21-9075  
防災行政無線 8-615-426  
ファックス 0569-21-3232

注1 境川流域排水調整要綱に基づく通知です。

2 このファックスを受報した者は直ちに上欄の受報時間等を記載してください。

3 次の機関は発報確認すると共に、各市町村に措置後、排水機調整状況報告(様式3)を提出してください。

受報時間	受報者
月 日 時 分	

別紙 様式1-8

緊急指令第\_\_\_\_号

令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日  
\_\_\_\_時\_\_\_\_分 発表

関係機関 殿

河川管理者  
愛知県知事 大村 秀章

猿渡川流域（猿渡川・下り松川）の排水停止について

- 1 \_\_\_\_\_川\_\_\_\_\_地先\_\_\_\_\_において
- 2 令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日\_\_\_\_時\_\_\_\_分頃
- 3 越水 ・ 破堤 しましたので
- 4 猿渡川・下り松川の \_\_\_\_\_ から上流の
- 5 排水機の排水を停止することを命じます。
- 6 各排水機管理者は、排水機調整状況報告をお願いします。

連絡先 知立建設事務所  
電話 0566-82-6461  
防災行政無線 8-617-458  
ファックス 0566-82-3226

注1 境川流域排水調整要綱に基づく通知です。

2 このファックスを受報した者は直ちに上欄の受報時間等を記載してください。

3 次の機関は発報確認すると共に、各市町村に措置後、排水機調整状況報告(様式3)を提出してください。

受報時間	受報者
月 日 時 分	

別紙 様式2-1

緊急指令第\_\_\_\_号

令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日  
\_\_\_\_時\_\_\_\_分 発表

関係機関殿

河川管理者  
愛知県知事 大村 秀章

境川流域（境川）の排水停止の解除について

- 1 \_\_\_\_\_川\_\_\_\_\_地先\_\_\_\_\_において
- 2 令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日\_\_\_\_時\_\_\_\_分頃
- 3 越水・破堤に対する応急復旧が完了し、なおかつ、河川の水位が低下し排水機の運転による破堤箇所などからの浸水のおそれなくなったので
- 4 境川の\_\_\_\_\_から上流の
- 5 排水機の排水停止措置を解除します。
- 6 各排水機管理者は、排水機調整状況報告をお願いします。

連絡先 知立建設事務所  
電話 0566-82-6461  
防災行政無線 8-617-458  
ファックス 0566-82-3226

注1 境川流域排水調整要綱に基づく通知です。

2 このファックスを受報した者は直ちに上欄の受報時間等を記載してください。

3 次の機関は発報確認すると共に、各市町村は措置後、排水機調整状況報告(様式3)を提出してください。

受報時間	受報者
月 日 時 分	

別紙 様式2-2

緊急指令第\_\_\_\_号

令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日  
\_\_\_\_時\_\_\_\_分 発表

関係機関殿

河川管理者  
愛知県知事 大村 秀章

境川流域（石ヶ瀬川）の排水停止の解除について

- 1 \_\_\_\_\_川\_\_\_\_\_地先\_\_\_\_\_において
- 2 令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日\_\_\_\_時\_\_\_\_分頃
- 3 越水・破堤に対する応急復旧が完了し、なおかつ、河川の水位が低下し排水機の運転による破堤箇所などからの浸水のおそれなくなったので
- 4 石ヶ瀬川の\_\_\_\_\_から上流の
- 5 排水機の排水停止措置を解除します。
- 6 各排水機管理者は、排水機調整状況報告をお願いします。

連絡先 知多建設事務所  
電話 0569-21-9075  
防災行政無線 8-617-426  
ファックス 0569-21-3232

- 注1 境川流域排水調整要綱に基づく通知です。
- 2 このファックスを受報した者は直ちに上欄の受報時間等を記載してください。
  - 3 次の機関は発報確認すると共に、各市町村に措置後、排水機調整状況報告(様式3)を提出してください。

受報時間	受報者
月 日 時 分	

別紙 様式2-3

緊急指令第\_\_\_\_号

令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日  
\_\_\_\_時\_\_\_\_分 発表

関係機関殿

河川管理者  
愛知県知事 大村 秀章

境川流域（鞍流瀬川）の排水停止の解除について

- 1 \_\_\_\_\_川\_\_\_\_\_地先\_\_\_\_\_において
- 2 令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日\_\_\_\_時\_\_\_\_分頃
- 3 越水・破堤に対する応急復旧が完了し、なおかつ、河川の水位が低下し排水機の運転による破堤箇所などからの浸水のおそれなくなったので
- 4 鞍流瀬川の\_\_\_\_\_から上流の
- 5 排水機の排水停止措置を解除します。
- 6 各排水機管理者は、排水機調整状況報告をお願いします。

連絡先 知多建設事務所  
電話 0569-21-9075  
防災行政無線 8-617-426  
ファックス 0569-21-3232

注1 境川流域排水調整要綱に基づく通知です。

2 このファックスを受報した者は直ちに上欄の受報時間等を記載してください。

3 次の機関は発報確認すると共に、各市町村に措置後、排水機調整状況報告(様式3)を提出してください。

受報時間	受報者
月 日 時 分	

別紙 様式2-4

緊急指令第\_\_\_\_号

令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日  
\_\_\_\_時\_\_\_\_分 発表

関係機関殿

河川管理者  
愛知県知事 大村 秀章

境川流域（正戸川）の排水停止の解除について

- 1 \_\_\_\_\_川\_\_\_\_\_地先\_\_\_\_\_において
- 2 令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日\_\_\_\_時\_\_\_\_分頃
- 3 越水・破堤に対する応急復旧が完了し、なおかつ、河川の水位が低下し排水機の運転による破堤箇所などからの浸水のおそれなくなったので
- 4 正戸川の\_\_\_\_\_から上流の
- 5 排水機の排水停止措置を解除します。
- 6 各排水機管理者は、排水機調整状況報告をお願いします。

連絡先 尾張建設事務所

電話 052-961-7211

防災行政無線 8-602-2727

ファックス 052-961-7879

注1 境川流域排水調整要綱に基づく通知です。

2 このファックスを受報した者は直ちに上欄の受報時間等を記載してください。

3 次の機関は発報確認すると共に、各市町村に措置後、排水機調整状況報告(様式3)を提出してください。

受報時間	受報者
月 日 時 分	

別紙 様式2-5

緊急指令第\_\_\_\_号

令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日  
\_\_\_\_時\_\_\_\_分 発表

関係機関殿

河川管理者  
愛知県知事 大村秀章

境川流域（逢妻川）の排水停止の解除について

- 1 \_\_\_\_\_川\_\_\_\_\_地先\_\_\_\_\_において
- 2 令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日\_\_\_\_時\_\_\_\_分頃
- 3 越水・破堤に対する応急復旧が完了し、なおかつ、河川の水位が低下し排水機の運転による破堤箇所などからの浸水のおそれなくなったので
- 4 逢妻川の\_\_\_\_\_から上流の、
- 5 排水機の排水停止措置を解除します。
- 6 各排水機管理者は、排水機調整状況報告をお願いします。

連絡先 知立建設事務所  
電話 0566-82-6461  
防災行政無線 8-617-458  
ファックス 0566-82-3226

注1 境川流域排水調整要綱に基づく通知です。

2 このファックスを受報した者は直ちに上欄の受報時間等を記載してください。

3 次の機関は発報確認すると共に、各市町村は措置後、排水機調整状況報告(様式3)を提出してください。



受報時間	受報者
月 日 時 分	

別紙 様式2-6

緊急指令第\_\_\_\_号

令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日  
\_\_\_\_時\_\_\_\_分 発表

関係機関殿

河川管理者  
愛知県知事 大村 秀章

境川流域（逢妻女川）の排水停止の解除について

- 1 \_\_\_\_\_川\_\_\_\_\_地先\_\_\_\_\_において
- 2 令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日\_\_\_\_時\_\_\_\_分頃
- 3 越水・破堤に対する応急復旧が完了し、なおかつ、河川の水位が低下し排水機の運転による破堤箇所などからの浸水のおそれなくなったので
- 4 逢妻女川の\_\_\_\_\_から上流の、
- 5 排水機の排水停止措置を解除します。
- 6 各排水機管理者は、排水機調整状況報告をお願いします。

連絡先 豊田加茂建設事務所  
電話 0565-35-9319  
防災行政無線 8-618-428  
ファックス 0565-35-1648

注1 境川流域排水調整要綱に基づく通知です。

2 このファックスを受報した者は直ちに上欄の受報時間等を記載してください。

3 次の機関は発報確認すると共に、各市町村は措置後、排水機調整状況報告(様式3)を提出してください。

受報時間	受報者
月 日 時 分	

別紙 様式2-7

緊急指令第\_\_\_\_号

令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日  
\_\_\_\_時\_\_\_\_分 発表

関係機関殿

河川管理者  
愛知県知事 大村秀章

境川流域（五ヶ村川）の排水停止の解除について

- 1 \_\_\_\_\_川\_\_\_\_\_地先\_\_\_\_\_において
- 2 令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日\_\_\_\_時\_\_\_\_分頃
- 3 越水・破堤に対する応急復旧が完了し、なおかつ、河川の水位が低下し排水機の運転による破堤箇所などからの浸水のおそれなくなったので
- 4 五ヶ村川の\_\_\_\_\_から上流の
- 5 排水機の排水停止措置を解除します。
- 6 各排水機管理者は、排水機調整状況報告をお願いします。

連絡先 知多建設事務所  
電話 0569-21-9075  
防災行政無線 8-615-426  
ファックス 0569-21-3232

注1 境川流域排水調整要綱に基づく通知です。

2 このファックスを受報した者は直ちに上欄の受報時間等を記載してください。

3 次の機関は発報確認すると共に、各市町村は措置後、排水機調整状況報告(様式3)を提出してください。

受報時間	受報者
月 日 時 分	

別紙 様式2-8

緊急指令第\_\_\_\_号

令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日  
\_\_\_\_時\_\_\_\_分 発表

関係機関殿

河川管理者  
愛知県知事 大村秀章

猿渡川流域（猿渡川・下り松川）の排水停止の解除について

- 1 \_\_\_\_\_川\_\_\_\_\_地先\_\_\_\_\_において
- 2 令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日\_\_\_\_時\_\_\_\_分頃
- 3 越水・破堤に対する応急復旧が完了し、なおかつ、河川の水位が低下し排水機の運転による破堤箇所などからの浸水のおそれがなくなったので
- 4 猿渡川・下り松川の \_\_\_\_\_から上流の
- 5 排水機の排水停止措置を解除します。
- 6 各排水機管理者は、排水機調整状況報告をお願いします。

連絡先 知立建設事務所  
電話 0566-82-6461  
防災行政無線 8-617-458  
ファックス 0566-82-3226

注1 境川流域排水調整要綱に基づく通知です。

2 このファックスを受報した者は直ちに上欄の受報時間等を記載してください。

3 次の機関は発報確認すると共に、各市町村は措置後、排水機調整状況報告(様式3)を提出してください。

河川管理者愛知県知事 殿

排水機管理者 長

境川・猿渡川流域の排水機調整状況について(第 報)

令和 年 月 日 時 分現在の管内排水機の排水調整状況は下記のとおりです。

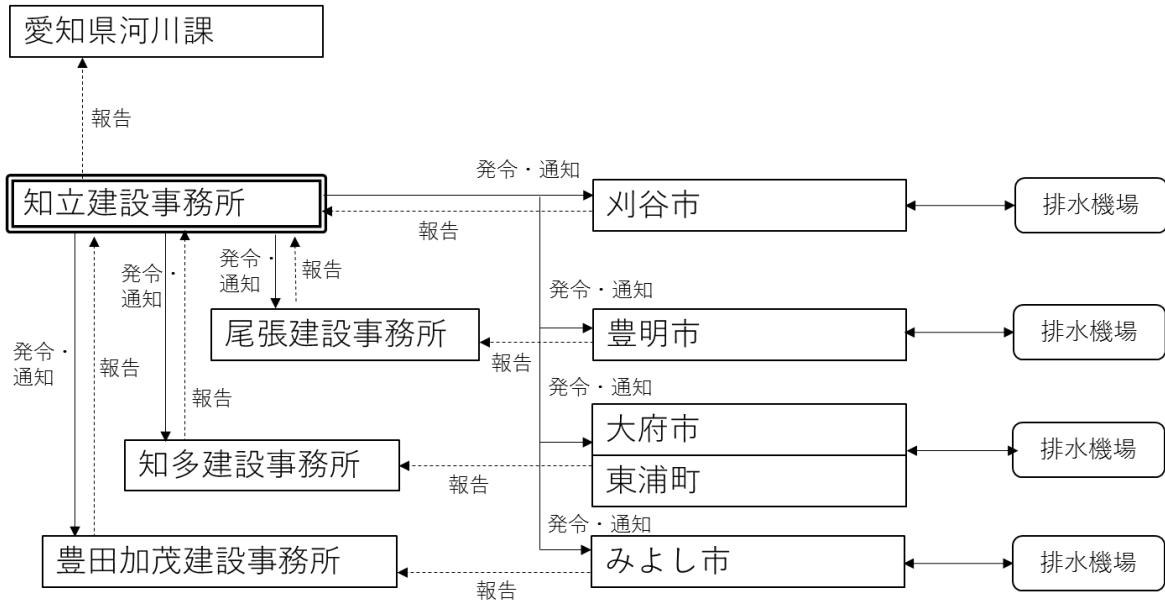
区分	番号	排水機場名	運転停止日時	運転再開日時	備考
境川・鞍流瀬川・正戸川		排水機場名	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場名	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場名	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場名	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場名	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場名	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場名	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場名	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場名	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場名	日 時 分停止	日 時 分再開	
		小計	排水機場	排水機場	排水機場
逢妻川・逢妻女川		排水機場名	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場名	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場名	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場名	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場名	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場名	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場名	日 時 分停止	日 時 分再開	
		小計	排水機場	排水機場	排水機場
猿渡下り松川		排水機場名	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場名	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場名	日 時 分停止	日 時 分再開	
		小計	排水機場	排水機場	排水機場
五ヶ村川		排水機場名	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場名	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場名	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場名	日 時 分停止	日 時 分再開	
		小計	排水機場	排水機場	排水機場
合計		排水機場	排水機場	排水機場	

報告担当者 市役所(町役場) 課 氏名  
 連絡先 電話番号

注1 本表番号欄、排水機場名は、境川排水調整要綱別表の記載と一致させること。  
 2 報告担当者連絡先は現在確実に連絡できる電話番号を記載すること。  
 3 再開報告にあたっては、停止報告時の報告書の運転再開日時欄に記入し、第二報等とすること。

○連絡体制：境川

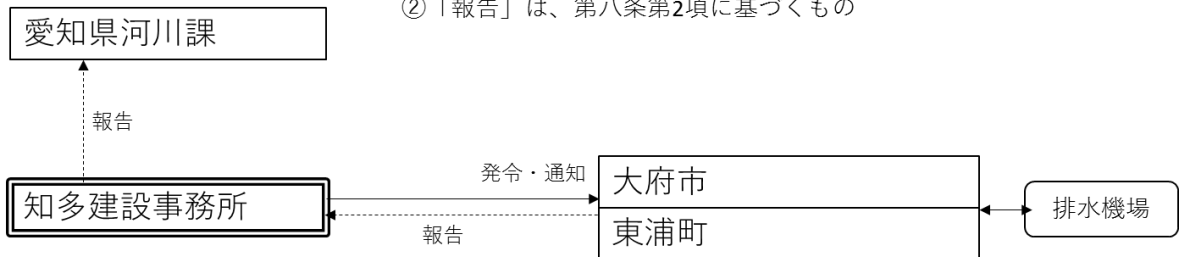
- ①「発令、通知」は、第六条第2項及び第七条第2項に基づくもの
- ②「報告」は、第八条第2項に基づくもの



※発令・通知：高度情報通信ネットワーク  
報告：高度情報通信ネットワーク、NTTファックス

○連絡体制：石ヶ瀬川

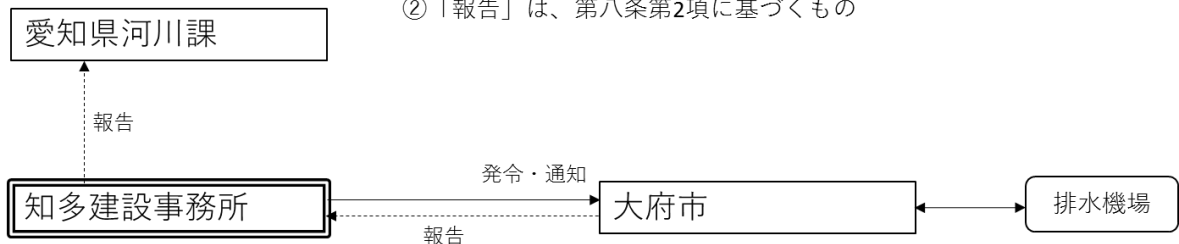
- ①「発令、通知」は、第六条第2項及び第七条第2項に基づくもの
- ②「報告」は、第八条第2項に基づくもの



※発令・通知：高度情報通信ネットワーク  
報告：高度情報通信ネットワーク,NTTファックス

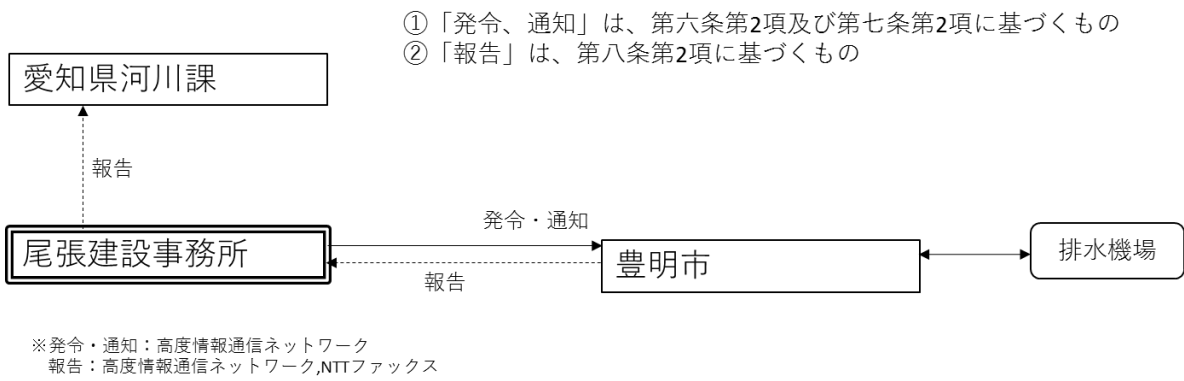
○連絡体制：鞍流瀬川

- ①「発令、通知」は、第六条第2項及び第七条第2項に基づくもの
- ②「報告」は、第八条第2項に基づくもの

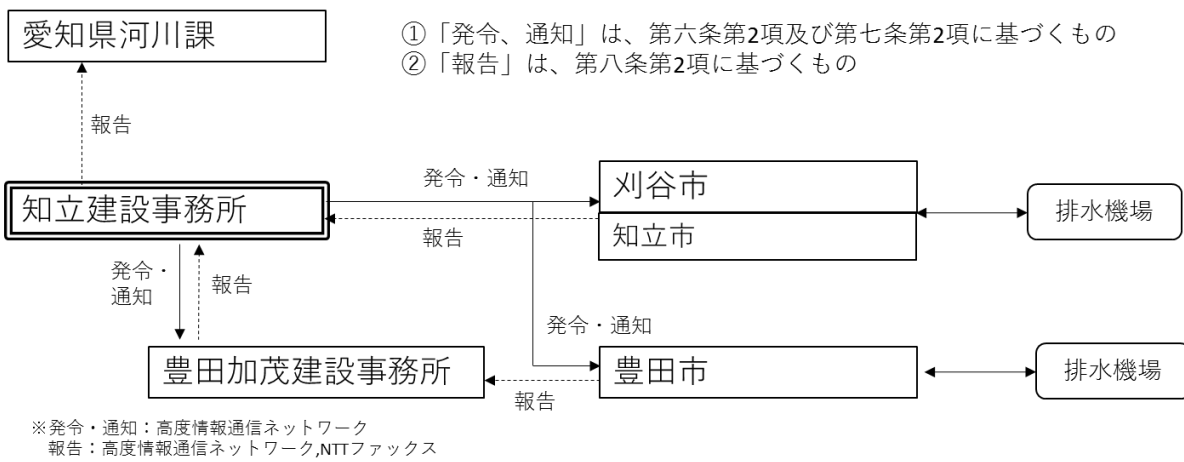


※発令・通知：高度情報通信ネットワーク  
報告：高度情報通信ネットワーク,NTTファックス

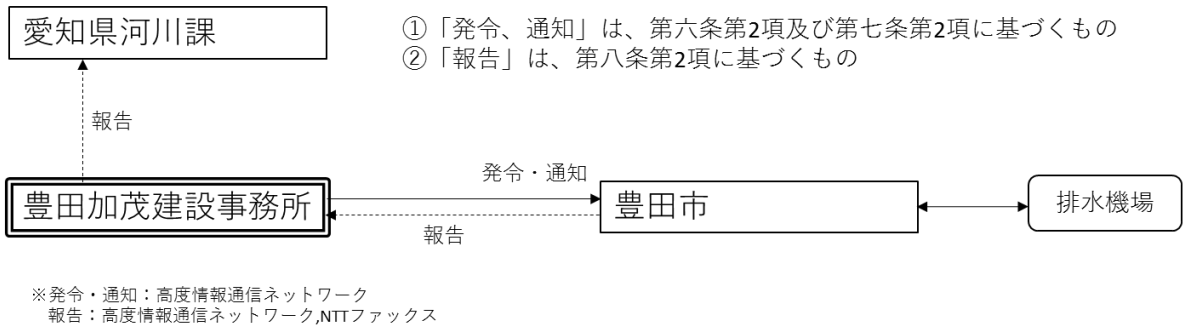
○連絡体制：正戸川



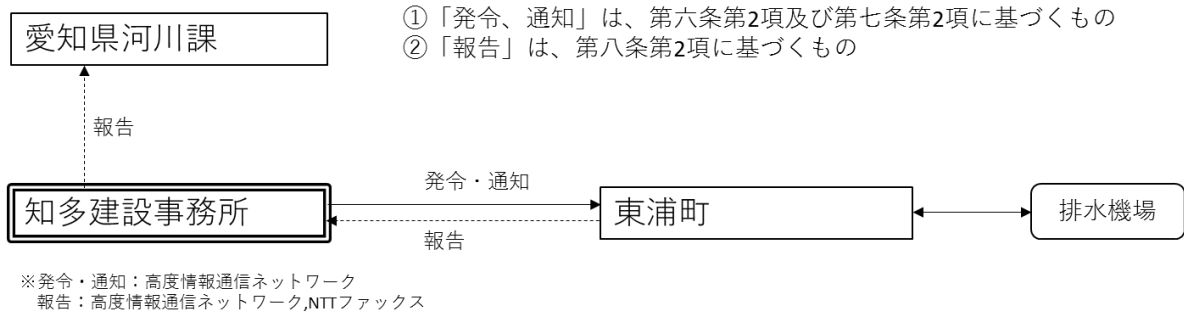
○連絡体制：逢妻川



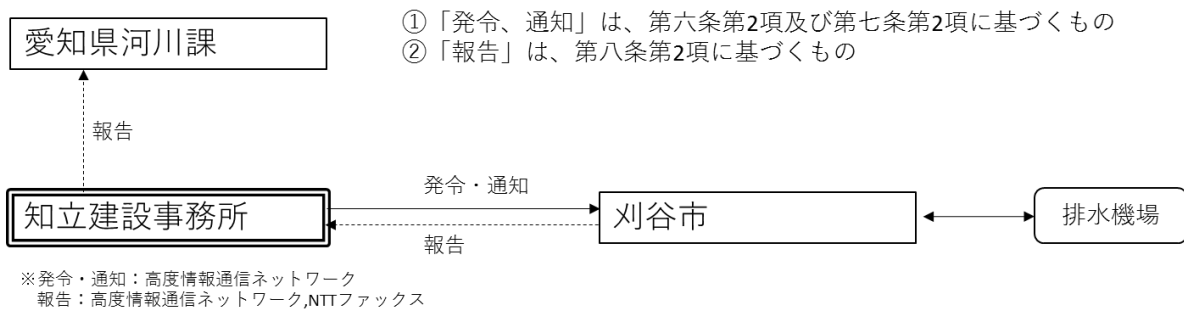
○連絡体制：逢妻女川



○連絡体制：五ヶ村川



○連絡体制：猿渡川、下り松川



○境川流域排水調整 連絡体制 連絡先一覧表

境川 連絡先一覧

所属		電話番号	FAX番号
愛知県	河川課	052-954-6555 8-600-2735	052-953-1457
	尾張建設事務所	052-961-4421 8-602-2727	052-961-7879
	知多建設事務所	0569-21-9075 8-615-426	0569-21-3232
	知立建設事務所	0566-82-6461 8-617-458	0566-82-3226
	豊田加茂建設事務所	0565-35-9319 8-618-428	0565-35-1648
刈谷市	雨水対策課	0566-62-1066	0566-23-2087
豊明市	土木課	0562-92-1116	0562-92-1141
大府市	水緑公園課	0562-45-6236	0562-47-3347
	水道工務課		
東浦町	農業振興課	0562-83-3111	0562-84-6421
	上下水道課	0562-83-3111	0562-84-6421
みよし市	道路河川課	0561-32-8020	0561-34-4429
	下水道課	0561-32-8022	0561-34-4429

石ヶ瀬川 連絡先一覧

所属		電話番号	FAX番号
愛知県	河川課	052-954-6555	052-953-1457
	知多建設事務所	0569-21-9075 8-615-426	0569-21-3232
大府市	水緑公園課	0562-45-6236	0562-47-3347
	水道工務課		
東浦町	上下水道課	0562-83-3111	0562-84-6421

鞍流瀬川 連絡先一覧

所属		電話番号	FAX番号
愛知県	河川課	052-954-6555	052-953-1457
	知多建設事務所	0569-21-9075 8-615-426	0569-21-3232
大府市	水道工務課	0562-45-6236	0562-47-3347

正戸川 連絡先一覧

所属		電話番号	FAX番号
愛知県	河川課	052-954-6555	052-953-1457
	尾張建設事務所	052-961-4421 8-602-2727	052-961-7879
豊明市	土木課	0562-92-1116	0562-92-1141



○境川流域排水調整 連絡体制 連絡先一覧表

逢妻川 連絡先一覧

所属		電話番号	FAX番号
愛知県	河川課	052-954-6555	052-953-1457
	知立建設事務所	0566-82-6461 8-617-458	0566-82-3226
	豊田加茂建設事務所	0565-35-9319 8-618-428	0565-35-1648
刈谷市	雨水対策課	0566-62-1066	0566-23-2087
知立市	土木課	0566-95-0163	0566-83-1141
	下水道課	0566-95-0159	0566-83-1141
豊田市	農地整備課	0565-34-6647	0565-33-8149

逢妻女川 連絡先一覧

所属		電話番号	FAX番号
愛知県	河川課	052-954-6555	052-953-1457
	豊田加茂建設事務所	0565-35-9319 8-618-428	0565-35-1648
豊田市	農地整備課	0565-34-6647	0565-33-8149

五ヶ村川 連絡先一覧

所属		電話番号	FAX番号
愛知県	河川課	052-954-6555	052-953-1457
	知多建設事務所	0569-21-9075 8-615-426	0569-21-3232
東浦町	農業振興課	0562-83-3111	0562-84-6421
	上下水道課	0562-83-3111	0562-84-6421

猿渡川、下り松川 連絡先一覧

所属		電話番号	FAX番号
愛知県	河川課	052-954-6555	052-953-1457
	知立建設事務所	0566-82-6461 8-617-458	0566-82-3226
刈谷市	雨水対策課	0566-62-1066	0566-23-2087

